

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議会広報特別委員会委員の選任についてを行います。

このものは初日に可決しました大治町議会広報特別委員会条例の一部改正に伴い、委員を増員するものです。

お諮りします。

大治町議会広報特別委員会条例第4条の規定により、鈴木 満議員を委員に指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

したがって、鈴木 満議員を議会広報特別委員会委員とすることに決定いたしました。

日程第2、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内とします。

なお、質問形式は一問一答方式となっていますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようお願いします。

質問は、11番横井良隆議員、3番手嶋いずみ議員、4番後藤田麻美子議員、9番吉原経夫議員、7番松本英隆議員、2番鈴木康友議員、10番林 哲秀議員の順に行っていただきます。

では、11番横井良隆議員の一般質問を許します。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井良隆議員。

○11番（横井良隆君）

11番横井良隆でございます。議長のお許しをいただきましたので発言通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国民の経済活動や生活様式などに多大

な影響を受けております。学校教育においても授業スタイルや修学旅行を初めとし行事開催などについても大幅な変更をせざるを得ず、児童生徒のみならず教職員や保護者の皆様方の御労苦は大変なものとなっております。学校の現場の教職員だけではなく、子供たちの学習や心理面への影響はしっかりと見守りながら対応していく必要があると考えます。現在、その対策の一環として新たな高度情報社会の到来に向けて、全国的に学校教育におけるICT教育の推進への取り組みが急ピッチで進められてきました。2018年に国は「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」を策定し、2019年12月には「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会、ソサエティー五・〇」を発表いたしました。ソサエティー五・〇時代を生きる子供たちにふさわしい、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現する」として、児童生徒の1人1台の学習用端末と学校における高速通信ネットワークを整備するGIGAスクール構想を発表いたしました。

こういった中、日常生活で情報通信技術ICTを用いることが当たり前となっている子供たちには情報活用能力を身につけ、情報社会に対応していく力を備えることが重要となりました。本町においても全児童生徒にタブレット端末を配付し、校内のWiFi環境を整備するなど先進的に取り組みを行いました。一人一人の児童生徒がタブレット端末を手にした形で学校がスタートしました。この1人1台のタブレットの配備によって教育環境が大きく変わりつつあります。新学習指導要領ではコンピューターでの文字入力など情報手段の基本的な操作を習得する学習活動の充実が明記され、小学校段階でのプログラミング教育を必修化し、小中高校を通じてプログラミングに関する内容も充実されています。この1人1台のタブレット端末配備によって、どのように子供の教育が変わり、そしてタブレット端末を有効に活用してどう子供たちの成長につなげていくのが重要であり、私たち大人の責務であると考えております。

そして、いまだ収束の目途がたっていない新型コロナウイルスの蔓延。大治町においても若年層への広がりを見せ、10万人当たりの感染者数からしても残念ながら県下でも上位に入っています。地域によっては夏休みを延長したり、リモートで授業を行ったり工夫を凝らしながら学校運営を行っています。そうしたことを踏まえ、本町としても学校運営のあり方を喫緊の課題として捉え、早急に整備していく必要があると強く考えるところであります。

そこで今回は、学校におけるICT化の現状はと表して6項目について質問をさせていただきます。

1つ目が、学校のICT化の現状はどうか。進捗状況をお聞きいたします。

2つ目、そもそもタブレット端末を活用する教育とは何なのか。何を指すのか。大治町としてこういった教育を目指すべきであるのか。

3つ目、学校教育や教育委員会として、現場を担う教職員へのサポート体制はどうなっているのか。

4つ目、児童生徒のスキルの育成が不可欠なため、タブレット端末の持ち帰りの検討をお願いしたい。

5つ目、町にも相談やアドバイスを行う情報教育推進専門部局の新設を検討してはどうか。

6つ目、デジタル技術を使って不登校の児童生徒や病気の子供に対して、学びの場を提供するべきであると考えますがどうか。

この6点について質問をさせていただきます。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

それでは、最初の学校のICT化の現状はどうか。進捗状況はという御質問でございますが、令和2年度に1人1台タブレットを配置し、各小中学校の普通教室そして特別教室にWiFiアクセスポイントを設置し、タブレットの映像を表示するモニターもあわせて設置いたしました。これらの機器を使い、一例ではございますが、児童生徒がタブレット端末に自分の意見を入力し、オンラインで担任に提出するということができるようになっています。これによって、今までは挙手できる児童生徒であったものが、手を挙げない、挙げるのがちょっと躊躇しているような児童生徒の全員の意見もお互いに共有し、話し合いを進める授業ができるようになってきているところであります。

2つ目です。タブレット端末を活用する教育とは何かとの御質問でございますが、これからの子供たちはこれまで経験したことのない新たな社会の中で生きていくために、情報あるいは情報手段を主体的に活用する能力を身につけることがより一層重要となっております。新学習指導要領におきましても情報活用能力を言語能力、問題発見解決能力と同様に学習の基礎となる資質能力というふうに位置づけられているところであります。1人1台のタブレットを活用することで一人一人の理解状況、あるいは能力や適性に合わせた個別最適化された学び、あるいは教師と子供、子供同士のコミュニケーションがより活性化された協働的な学びを進めていくことができると考えているところであります。

3点目、学校教育や教育委員会としての教員へのサポートという御質問でございますが、タブレットの導入に当たりまして運用サポートにつきましても契約内容に含めているところであります。運用サポートの基本業務といたしまして、教育現場での活用に向けたアドバイス、あるいは訪問サービスを行っております。内容といたしましてはICT

活用サポート業務として授業に必要な資料の作成、あるいは教室でのICT機器の活用方法についてのアドバイス。新任あるいは転任者向けの研修会等を行っているところであります。また、端末の故障など学校からの問い合わせ窓口となるヘルプデスクを設置しています。

4点目のスキルの育成が不可欠なため、機器の持ち帰りの検討をという御質問でございますが、タブレットの導入後、学校におきまして教室でタブレット端末の使い方、あるいはアプリを活用した学習についてスキルを高めてきているところであります。

持ち帰りにつきましては、コロナ禍において濃厚接触者になったり、あるいは出席停止となった場合、あるいは臨時休校とした場合にタブレットを持ち帰ることができるよう進めているところであります。

なお、5番目の町の体制につきましては町長より答弁させていただきます。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

それでは、5つ目の町にも相談やアドバイスを行う情報教育推進専門部局の新設を考えてどうかという御質問でございます。

現在、町におきましては基幹系システムの運用や情報セキュリティーの業務を行っております企画課におきまして、愛知県の情報政策課に実務研修生として派遣しております職員を配置しておる状況でございます。そのほかには電算業務に精通している職員を配置することにより、各種システム更新時やこのたびのGIGAスクール構築時においても職員が持つ知識を生かしながら業務を進めていたところでございます。

また、昨年12月におきまして、国において自治体DX、デジタルトランスフォーメーションと申しますが、推進計画が策定され、より一層行政のデジタル化が推進されることから本町におきましても順次推進してまいりたいと考えております。その上で今後専門的な人材の配置や専門部署の設置につきましては、デジタル化を推進していく中で必要に応じ順次検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

6点目のデジタル技術を使って、不登校の児童生徒、あるいは病気の子供の学びの場の確保をという御質問でございますが、タブレットの導入によりタブレットを自宅に持

ち帰る。または家庭にある機器を使うことによって不登校の児童生徒や病気の子供の学習支援を行うことが可能となっています。配備したタブレット端末、あるいはアプリを使い担任との連絡、課題の提出などができるよう順次進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

それでは順次再質問をさせていただきます。

1番目の学校のICT化の現状ということでそれぞれ答弁をいただきました。まず、ハード面についてここでお聞きいたします。先ほど申しました「国の教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」を参考にお聞きいたします。学習用コンピューター3クラスに1クラス分配備。指導用コンピューター、授業を担当する教員1人1台。大型掲示モニター装置、各普通教室に1台。超高速インターネット及び無線LANはそれぞれクリアはしているのでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議員おっしゃるとおり、全て満たしておるといふふうに思っております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

超高速インターネット及び無線LANについて、学年全員がコンピューターを使用した場合は大丈夫なのか。通信上問題ないのか、お聞きします。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

負荷は多少かかるとは思いますが、使うことができるというふうに認識しております。

以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員、どうぞ。

○11番（横井良隆君）

それでは、平成21年にコンピューターを各校40台導入ということでLAN工事をして  
います。この部分のそのときの予算規模と過去にやったそのLAN工事は無用になった  
のかどうか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

平成21年ということですのでちょっと記憶も定かではないところがあるんですが、当  
時  
有線でのインターネットを各教室に入れましたのと、あと電子黒板とパソコンを40台  
導入したというふうに記憶しております。今回の昨年導入しましたW i F i アクセスポ  
イントによって、今回導入したタブレットはそちらで使用いたしますが、これまで有線  
入れたものについては各教室にいまだにノートパソコンを置いておまして、そのノー  
トパソコンを使う際には有線のインターネットを使っているというような形と、あとは  
その有線のほうを校務支援システムのほうで使っていくような形であります。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

現在、半年たって校務支援システムに活用していくと。使っているのか使っていない  
のか、御答弁願いたいと思います。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

使用いたしております。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

ざっくりでいいんですが、平成21年度のこのLAN工事、大体どのぐらいの決算、予算を使ったのかお聞きしたいと思います。

〔「暫時休憩お願いします」の声あり〕

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時24分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

大変失礼いたしました。平成21年当時、学校情報通信技術環境整備工事といたしまして、小学校で約1億4000万円、中学校で約5500万円において工事を行っているところでございます。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

21年ということで大分古い資料なんですが、やっぱりICT化のはしりでやはり現場としては大体このくらい使ったということをやっぱり把握していくべきじゃないのかなという思いであります。先ほど答弁にありました、そのときに鳴り物入りで入れた同時に導入した電子黒板。今の段階で今の部分と相互性、つまり使用は授業として使っていくのは可能なんですか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

タブレットと平成21年に配備した電子黒板との整合性というか互換性かという質問かと思いますが、授業で使用する指導用のデジタル教科書。今回タブレットを導入したことによって将来的にはクラウド化されるのではないかと思っておりますが、現時点ではパソコンに落とし込んで使用するというようなものになっております。そのためパソコンを電子黒板に接続して指導用デジタル教科書を提示して活用しているというような状況でございます。具体的には英語で英単語に合わせて物のイラストを見せたり、算数の問題の図を大きく見せたり、児童生徒の教科書と同じページを見せ指示をしたりというふうに使っていると聞いております。画面上に書き込みもできる電子黒板という特性を生かして場面に合わせて活用している状況でございます。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

現在も使っている。今後も使い続ける。そういう解釈でいいですか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

先ほどもちょっと触れましたが、将来的にはデジタル教科書もクラウド化されるというふうを考えております。全ての教科がクラウド化された時点でその際にはモニターとして使うということか、年数がたっているので破棄するかという判断になってくると思っております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

最後に破棄するという言葉の答弁があったと思うんですが、その可能性はあるということですね。大分時間がたっているのだからあれなんです、そのときの最新の部分でやはり業者さんと話をして相互性をできるのかできないのか。今の段階で答えは出ている



んでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

クラウド化した後の話ですが、今回私どもがタブレットで用意したのがちょっと商品名ですがクロームブックというものでございまして、現在パソコンに落とし込んで使っているのがウインドウズという形になりますので、そういった点では直接互換性はないというふうに思っておりますが、有線でつなげばモニターとしての利用はできるというふうに考えております。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

過去に多額な予算を投入して導入したものですので、なるべく当局で検討して業者の知恵も借りながら破棄することなく有効に使っていただきたいと思います。

それでは、こちらの映像がタブレット端末の子供たちが使っていただいている保管庫なんですけど、私の方に充電できないなどの不具合が生じているということの報告が来ているんですが、現状そういった報告は聞いているのか、把握をしているのかお聞きいたします。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

早い大治小学校ですと昨年10月、そのほかは1月から利用がスタートしておりますが、導入当初そのような充電ができないというのが数台見つかっております。それは3,000台近く導入しておりますのでそのうちの数台の初期不良かということですのですぐに業者によって入れかえを行いまして、現状では充電できる状態であると認識しております。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

ハードの部分はある程度お聞きしました。やはりハードと同時に必要になるのがソフト面の充実ということなのですが、この中で統合型校務支援システム I C T 支援員 4 校に 1 人配置ということで国から示されていますが、この部分はクリアしているのでしょうか。

〔「暫時休憩を済みません」の声あり〕

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

我が町も各学校に入っている校務支援システムは統合型という認識をいたしております。さらに I C T 支援員につきましては、私どもの契約しているリース契約の中でそれと同じ役割を果たすというように認識しておりますので、配置しているかどうかということ人で充てているかということになるとございませぬが、その役割は契約の中で行っているというふうに思っております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

また I C T 支援員は基本的に教員のサポートになりますので後で議論をしたいと思います。

続きまして 2 番目にいきます。どういった教育を目指すのかということで答弁をいただきました。タブレット教育に対するメリット・デメリットは当局の方で把握はしてみえますでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

タブレットを使う学習のメリットはどの御質問だと思います。授業の中で使うメリットといたしましては、短時間で子供の意見の視覚化、共有化ができるところ。また、子供たち一人一人が自分で考え、試すことができることが上げられると考えております。また、離れた場所とつながることができるためオンラインによる朝礼や講演、海外との交流も行うことができるというふうに考えております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

それぞれ私も調べたんですが、生徒や教職員のメリット、逆にデメリットがうたわれておるんですが、デメリットはデメリットで仕方がないと思うんですが、このメリットを最大限に生かすのが必要だと思うんですが、最大限に生かすために教育部局で研究はされているんでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

学校現場になりますが、昨年情報機器の研究をするための教職員の組織が立ち上がりまして定期的に研究をされておるといようなことがあります。学校教育課といたしましては、国から事例集あるいはいろんな業者の方からいろんなアプリの売り込みじゃないですが、そういったものもございますので、そちらについては課内で情報を共有して、いい物があれば採用していきたいと思っております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

やっぱり子供の教育のためにICT化というのは全庁的にどんどん進むもんですから、この点にやっぱり主眼を置いて密に学校教育の中で先生たちとももちろんそうなんです

が話し合いをして、メリットを最大限に生かして大治町の子供たちにどんどんどんどん生かしていただくように積極的に取り組んでいただきたいと思います。

ここで必修化されることになりましたプログラミング教育。ぱっと聞いても多分なかなか理解できないと思うんですが、このプログラミング教育がなぜ求められるのか。その目的とは何なのか。お聞きしたいと思います。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

プログラミング教育についての御質問でございますが、プログラミング教育というのはプログラミング的思考を育むことに目が行きがちなんですけど、実は身近な生活の中でコンピューターが活用されていることに気づくということが大事なことでありますし、それからプログラムの動きやよさに気づくということを狙いとして行われています。したがって、小学校からさまざまな学年教科で行われているというふうに思っています。授業みたいになってしまいますが一つ例を申し上げますと、例えば今まで算数で三角形ってこんな形だよと三角形を見せていました。物を見せて三角形。プログラミングをすることによって三角形に動いてみよう。つまり辺の上を動いていくんですね。そうすると子供たちはどこに目が行くかという、今まで日本の教育では内角の和は180度ですね。そこに目が行くんですが、辺を歩くことによって外角、使われているところはよく海図なんかでは使われていると思います。済みません、授業みたいになってしまいますが。そういったところで今までとは違う発想で物事を見ることができる。今までも見えていたかもしれませんがそういうところに光を当てる。つまりプログラミングを体験するということは自分の意図する動きを実現するにはどうしたらいいか。試行錯誤を繰り返すということが大事なんです。三角形に歩いてごらんと行ったって何度とプログラムで指せるわけですが、ぴたっとならない。ぴたっと三角形になるにはどうしたらいいか。まさに子供たちはそこで試行錯誤をして、どこに目をつけていくかということ。その中で面白さもあるのかなということを思っているところであります。済みません、話が長くなりました。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

それでは先ほど答弁にありましたデジタル教科書。デジタル教科書ということで話が

出ていましたが、デジタル教科書の導入の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

先ほどもちょっと御答弁いたしました。クラウド版になってくるかと思いますが、デジタル教科書の導入の場合には、実はこれ児童生徒一人に一つアカウントが必要というような形になってまいります。現状すぐそろえようと思えば、1教科当たり1人低額でも数百円という形になっております。全ての授業で使うという形になると相当多額の経費が必要と考えております。今年度、実は国の実証事業ということに申し込みをさせていただいておまして、児童生徒用のデジタル教科書が各校に1教科のみ無料で使用できております。これも実証事業ということですので来年度はどうなるかわからないような現状でございます。今後につきましては国の動向も注視しながら対応してまいります。紙の教科書と同様に財政措置がされるように国や県に対しても要望をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

多額の費用がかかるというのも正直言ってデメリットの一つであります。愛知の教育ビジョン2025、第4次愛知県教育振興基本計画においてもデジタル教科書、教材の導入を国の動向を踏まえながら、経費と機能両面で最適なICT環境の充実に努めるとありますので、積極的に国や県の動向を注視して積極的に活用して手を挙げていただきたいと思っております。

愛知県義務教育問題研究協議会、愛知県教育委員会から授業におけるICT機器の有効な活用として事例集が出ておりますが、こういったものを見られたことはありますか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

ございます。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

いろいろな形で私も拝見させていただきました。こういった事例を参考にしながら大治町らしい効果的な活用、実践してほしいと思っておりますがいかがでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

愛知県の事例集並びに文部科学省からも出ていますし、実はもうNHKでは随分昔からテレビで視聴覚の教材をつくっておりますので、「NHK for School」ということでネット上には出ているようですが、そういったものも活用してまいりたいと思っています。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

それでは3番目の学校教育や教育委員会として、現場を担う教職員へのサポート体制についてお聞きいたします。先ほどちらっとありました。国の事業として教育委員会に対し、環境整備やICTを活用した指導方法など教育の情報化に関する全般的な助言、支援を行うICT教育アドバイザー。教育委員会が国の補助金を活用してサポーターを募集、配置し、学校における環境整備の初期対応を行うGIGAスクールサポーター。教育委員会が地方財政措置を活用して支援員を募集、配置し、日常的な教員のICT活用支援を行うICT支援員。このうち本町が活用した事業はあるのでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

今おっしゃった3つについて、国に申請をしたとかということはございません。3番目のICT支援員につきましては交付税措置がされているというような言い方がされているので、私どもも契約の中での支援の部分についてその財政的措置を受けているとい

う考えでございます。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

文科省の資料や愛知県の資料を見ますと、全て大治町は未配備、未整備という形の報告になっておりますので、もしそういった部分でICT支援員がきちっといるのであればきちっと報告していただきたいと思います。

本町にICT支援員は契約上でおみえになるということなのですが、教員に対してどの分野まで支援が行われるのかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

先ほど答弁の中にもちょっとお話し差し上げましたが、契約の中でまず運用サポートというようなものがございます。ICTのサポート業務といたしまして行われているものと、講習のサポート、トラブル対応等も行いますし、授業に対する他地域での活用事例紹介を行うとか危険管理を中心とした問題点の指摘、ネットワークの活用、環境向上の提案を行う。また、教育現場での活用に向けたアドバイスを行うというような仕様書になっております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

支援員の方、契約ということで週何回おみえになるのでしょうか。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時44分 休憩

午前10時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

申し訳ございませんでした。1回2時間程度の訪問サポートは年間で1校当たり18回という形でなっております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

1回2時間程度で年間18回とすると夏休みを含めても大体2週間に1回ぐらいということですね、単純計算なんです。そういった部分で本当に教員さんの困ったことにきちっと早くサポートをしていただけるのか、ちょっと疑問に思うんですが。他市町村にちょっとお聞きしましたら、授業に特化したタブレットを使った授業のアドバイスを教員経験者をアドバイザーとして活用している自治体が海部地域でもあるんです。こういった授業支援として登用してはどうかと思うんですがいかがでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議員言われるとおり、今の契約の中では教員経験がある方が行っているわけではないので、実際の授業という形になりますと業者は、パソコンとかタブレットの扱いはすごい詳しいとは思いますが、授業の進め方のアドバイザーという形になると現場にしてみればちょっと頼りないかなという部分はあるかと思いますが、今後におきまして教員経験のある、さらにICTを使った授業が展開できるような人材のほうを、また他市町村の状況も確認しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）



我々もタブレットをさわったときにもやっぱりやりました。どうしても世代間での認識というのはやっぱり大きいです。これは現実しようがないことだと思います。やっぱり学校現場でお聞きしましても世代間で意識の違いってあるんです。ある若手の先生にお聞きしましたら、パソコンとかタブレットの使い方を教えてくれるのはもう結構だという意見を聞いております。そういった部分では専門的な、やはり例えば皆さん何を思うかという、不具合が起こったときにどう対処していいのかという恐怖心があるというのが根本にあるそうなんです。ですので、不具合が起こったときに1時間後に復旧できるのか、1日かかるのか、1週間かかるのか。それによって授業の組み立てが非常に難しいという私現場で聞いているものですから、そういった部分ではやはりもう少し教育に詳しい人を一生懸命子供たちのために探して、アドバイザーとして活用する必要があるんじゃないかな。実際、ほかの自治体でも採用して授業に生かしているところもあるものですから、そういった部分でやっぱり積極的に身につけていただきたいと思います。

あと本町の小中学校の教員同士で校務主任や情報主任って私初めて聞いたんですが、中心となって研修会を行っているとお伺いしたんですが、これどういったものなんでしょう。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

その時々と今ですとタブレットでこんなふうに使っているよとか、あるいは他の自治体でこんな事例があるのでこういうのを今度やってみようとか、ほとんどが情報交換。そして、今議員おっしゃったようにトラブルというのはある程度経験だものから、じゃあどういうふうに、こういうトラブルのときはこうだったよというような情報交換になるんですが、そういったことをやっています。進んでこれば教材を、今はつくるといよりはやはりこういういい教材があるよということを教え合ったり、私たちが見ても本当にすごいなと思ったのもコロナ禍ですので、例えば音楽の授業本当に困るんですね。リコーダー吹いちゃいけない、ピアノもだめ、歌っちゃだめ。じゃあ何やるのって鑑賞ぐらいしかないというときにネット上でオルガンの絵が出てきまして、鍵盤がそのまま出てきて本当に弾けるというようなものを探してくれたりとか、そういったことは本当に1人だとなかなかそこにたどり着けないわけですが、そういった研究会の中で情報交換しているというふうに思っています。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

研修会を行って、先ほど教育長が言われたみたいに利活用研究会ということで各学校で有効活用を検討されているそうなのですが、やはりそういった部分も学校教育もしくは教育委員会も参加できるような組織をつくっていただきたいなど。

あと話によると、中学校と3小学校でそういった情報が共有されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

一番に一つの学校に入れましたので特にその学校へ行って研修を導入時から一緒に、全員ではないんですが大治小の職員と代表の先生ということで連携してやってきているところであります。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

わかりました。ソフトの部分はやっぱりマンパワーですので、いろんな形で学校にかかわってよりよい形で活用を進めていっていただきたいと思います。

そこできょうも朝報告があったんですが、ICT化を含めて職員室の環境についてお聞きします。コロナ禍において三密を防ぐことが命題とされております。職員室が過密状態であると聞いているんですが、各小学校、中学校、教員に対しての職員室の広さは足りているのでしょうか。

○教育部長（福原多加志君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育部長。

○教育部長（福原多加志君）

確かに言われるように中学校はやはり職員室は、教員数や支援員の数がふえて手狭に感じております。現状は拡張するにも限界があるかなと考えているんですが、毎日出勤しない非常勤など共有して今は使用しているということなので、そういう形で利用して

いるところであります。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

今、コロナ禍において職員室における適切な人数というのは何人なのでしょう。今中学校の教職員の方、職員数何人おみえになるのでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

現在、中学校55人いるわけですが、適正かといわれるとこのコロナ禍においてはやっぱり三密かなということは思っています。ただ、最近の学校の様子を聞いていますと職員室で同時にいるというよりは、例えば学年ごとの打ち合わせは別の部屋で行うとかそういう工夫はしていると聞いています。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

何が言いたいかという、やはり子供に対するICT化も必要なんです、職員の中のデジタル化、ICT化を進めてそういった部分を適正にしてほしいという部分なんです。やはり先生たちもタブレット端末を持つことによって雑務がふえたりとか、そういった部分であれば私は問題かなと思います。ですので、校務支援システムを有効に使って職員の校務事務の効率化、情報化について、パソコンやネットワークを活用してそういった三密を防ぎながら違う教室でも違う部分でも情報交換しつつ、教員間で情報の共有化を進めてほしいと思っているんです。その点についていかがでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

ICT化が進んだゆえに先生方の校務の仕事は少なくなっている部分があります。半

面、できる人の肩にかかっているという実情も認識しておりますので、私はそのところが今後課題となってくるのかなということを思っています。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

そういった部分で多分恐怖心の払拭というのが重要になるかと思うのですが、やはり教職員が授業に専念でき、子供たちになるべく長い時間向き合えるように、今ICT化が進んで校務が大分進んだということをお聞きしましたので、教育部局や行政当局とも協力して電子化をどんどん進めて教員の負担軽減に御尽力いただきたいと思います。

次に4つ目、児童生徒のスキルの育成が不可欠なため、タブレットの持ち帰りとはいうことで、まず今まで持ち帰りをさせていなかった理由をお聞かせいただきたいと思います。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

児童生徒、小学校の1年生から中学校の3年生までと幅広いということもございます。そういった点からもタブレットをさわったことのない子供も多いのかなということで、まずはタブレットの操作になれることが大切だというふうに考えて学校において指導を行ってまいりました。また、他団体で先行して持ち帰りを行っているところもございません。一番懸念していたのが、持ち帰ったときに何か問題とかが起きないかというようなことをちょっと懸念しておりました。そういったところもございましてちょっと様子うかがうという観点からも当初から持ち帰りはしないというふうに判断いたしました。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

持ち帰りで問題になるのが家庭のWiFiやインターネット環境があるかどうかなんですが、それぞれアンケート調査しておりますでしょうか。もし調査を終えているのであったら御報告をお願いいたします。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

Wi F i環境につきましては、実は今まさに調査を実施させていただいているところであります。実は以前にインターネットの環境につきましては、昨年の5月の時点で調査をいたしておりまして、常に使える、あるいは限られた日や時間帯で可能というようなお答えをいただいた家庭は全体の97%。その中で常に可能というようなのだけで見ますと80%という結果でございました。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

家庭のWi F iを今調査しているということで逆に質問を受けてから調査したように思えるんですが、やはり事前に持ち帰りを検討したときにこういった課題というのは多分予測はできるものですから、もっと早目にさせていただきたいと思います。

最初の答弁で持ち帰りについて、コロナにより休校になった場合や授業のおくれが出てはいけないと考えているというのは、リモートや遠隔授業をとということでコロナ禍ということで持ち帰りを考えようという答弁がありました。やはりコンピューターに限らず電子機器は習うよりなれるだと思えます。子供たちのスキルアップのためにもぜひ日常的な持ち帰りの検討を進めてもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

通常時の持ち帰りということでございます。やっぱり議員のおっしゃるとおり、スキルアップのためには必要であるというふうに思っておりますので、今後におきまして、まず自宅に持ち帰った場合の機器の取り扱いについてを学校で指導をさせていただいた後、持ち帰りが実施できるように進めてまいりたいと考えております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

了解しました。実際に教鞭をふるわれている先生方と教育部局がしっかりと協議していただいて、現場の意見を尊重して実践をしていただきたいと思います。

では5番目に移ります。学校のICT化が進んでいるんですが、やはり早急に教育部局に教育とICTに詳しい職員を配置すべきと考えております。いかがでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

先ほどからちょっとお話し差し上げております。やっぱり議員のおっしゃるとおり、教育とICT両方にたけた人材が必要だということは考えております。教職員の負担軽減のためにも情報機器を活用した授業を有効的に進める上でのアドバイスができる人材の確保には努めてまいりたいと考えております。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

少し具体的にお話しします。教員が授業に必要なだと考えたアプリのダウンロードの申請があった場合、どのような手続で可否が決まるのか。アプリの申請、手続が曖昧だと聞いているんですが、その点はいかがでしょう。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

まず現在の運用でございますが、アプリについては教員、生徒とも自由に落とし込むことができないような措置をとっております。その中で学校の教員の方からそれも学校の中での意見は取りまとめた上でこのアプリをダウンロードしたいというような申請を学校教育にいただきまして、学校教育ではそのアプリがダウンロード後に障害とならないとかセキュリティ上、大丈夫かというようなのをこちら契約業者の方に確認をさせていただきまして、契約業者の方が問題ないというような回答がいただければ学校の方にオーケーという返事をさせていただくような形で、実際のダウンロー

ドについては業者の方が遠隔で行うような形になります。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

ということは、可否は業者がある程度決めていくということで解釈いたします。その許可申請から可否まで相当な時間がかかっていると聞いているんですが、その点はいかがでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

その点については、まことに申し訳ないんですが事務が煩雑になっておっけてくれたものがあったという記憶もございます。できるだけ早く回答できるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

子供の授業は1年生の例えば今だと9月はもう二度と帰ってきませんので、やっぱり早急に先生たちが必要だと思ったら早急に返事ができるように体制づくりをとっていただきたいと思います。

先ほど総務部長からありました、2020年12月に発表されました自治体デジタルトランスフォーメーション、DX推進計画が示されました。全ての分野においてデジタル化が推進されております。そんな中、やはり本庁舎においても人材確保に力を入れるべきだと考えるのですがいかがでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

先ほど答弁させていただきましたとおり、本町においてもデジタル化の推進をやって

いきたいと考えております。そうした中でどういった今の行政の手續についてICT化ができるかというところを住民の利便性、それから住民の個人情報を守りながらやっていかなきゃいけないということを見据えますと、相当な知識を持った人材が必要だろうと思っております。そうした中でアドバイザーというものを確保するのか、組織を立ち上げるのかというところは今後考えていきたいと思っております。以上でございます。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

やっぱり教育というものも学校と教育部局、そして町の専門部局と三位一体で取り組む必要があると思います。やはり専門分野のプロジェクトチームみたいな形の立ち上げが必要だと思うんですが考えはいかがでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

この国の進めるDXを推進していく上では、国の考え方としても庁内での組織を立ち上げて構築してやっていくことが望ましいというような内容もございますので、我々としてはそういった立ち上げも必要だと感じております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

では6番目にまいります。まずは不登校児童生徒の割合と人数についての報告を求めます。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

まずは令和2年度、前年度になります。小学校の不登校児童数が3校で33名、全体の人数で割り返しますと1.6%。中学校の不登校生徒数が37人で全体の生徒数から見ますと



3.7%ということでした。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

感覚的に私は多いなと思うんですが、全国もしくは愛知県下でどのぐらいの位置を占めているのか把握していますでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

各市町村ではちょっとこれ公表されていないような状況がございます。県下での比較ということで令和2年度についてはまだ愛知県でデータが公表されておられません。なので令和元年度になりますが、こちらはまだ公表段階ではないみたいなんですけど手持ちの資料で確認させていただきましたところ、令和元年度は小学校については愛知県の平均とほぼ同じような割合、中学校については愛知県の平均よりやや高い割合というようなことになっております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

細かい部分は指摘しませんが、できないと思いますので、不登校児童生徒の傾向だけ教えていただけますでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

不登校の原因といたしましては、生活リズムの乱れであったり、無気力であったり、友人関係が多いというふうに分析をしているところでもあります。最近心配しているのは、やはり小学生にちょっとふえてきたかなというところを心配しているところでもあります。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

本町では不登校対策としてトラスティを設置しておるんですが、トラスティに予備端末を配備してはどうかと思うんですがいかがでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

トラスティ、適応指導教室へのタブレットの配備につきましては、ちょっと前から実は課内でも検討しておりまして、今後各学校タブレットの持ち帰りに合わせて前向きに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

できる限り1人も取り残さないということで、校内にもタブレット端末で授業中継を視聴できる教室を設けて、不登校の児童生徒の支援として在籍校の授業の同時中継を始めている自治体もあります。また、メールを活用してフォローアップしたりしているんですが、こういった部分の町の検討はいかがでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

さまざまな方法、各他の自治体でもいい事例もありますので、そういったところを拾いながら先進的に進めていきたいと考えております。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

他にも授業だけでなくて子供の気持ちを視覚化するツールである「こころの天気」とかいうシステムもありますので、いろんな形でアンテナを伸ばしていただいてタブレットを活用してコミュニケーションを図ってもらえるようにしていただきたいと思います。

教育として授業に関する教育に特化した質問を行ってまいりましたが、やはりタブレットというのはほかにも有効活用できると思いますが、防災教育や交通安全教育にもICTを活用すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

活用方法さまざまですが、例えば本年度も情報モラル教育を県警にお願いしたりとか、なかなか今対面でできないということがございますので、そういった面では防災教育であったり、あるいは防犯であったり交通安全であったりというところで、子供が手元で見られるというのはやはりメリットだと思いますので積極的に進めてまいりたいと思っています。

○11番（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

11番横井議員。

○11番（横井良隆君）

やはり遠足とか社会見学とかできない状況があります。コロナだからできないということで諦めることなく、やっぱりICTを活用して、例えば大治町の歴史の場所だとか先生にタブレットを持っていただいて、例えば通学路の危ないところはここですよとか遠隔で活用して有効に使っていただきたいと思います。

やっぱり子供は本町の宝であります。コロナウイルス蔓延によってマスク生活が長く続いたことにより、自分の言いたいことを伝える力が低下し、人との上手なコミュニケーションがとれない子供もふえておりますので、そういった部分を補完してやられる民間企業もあるものですから、もしいいと思えば活用していただければなという思いであります。

また、子供たちの教育だけがICT化ではないと考えております。中止となった歴史講座とか数々の町民向けの講座も生涯学習に関してもSNSを活用して全庁的にICT化を推進していただいて、全町民がデジタル化に対応できるように三位一体考えていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（林 健児君）

11番横井良隆議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時10分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

3番手嶋いずみ議員の一般質問を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員、お願いします。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議長のお許しをいただきましたので通告書に沿って2問質問させていただきます。

初めに、生理の貧困についてでございます。経済的な理由などで生理用品を用意することが難しい生理の貧困の問題が全国で顕在化しております。コロナ禍で女性の失業者が特に多く、シングルマザーの完全失業率も増加し、女性の貧困問題が深刻化している背景があります。政府は地域女性活躍推進交付金の拡充の用途の中に生理用品の無料配布も加えており、現在各地で取り組みが実施されております。大治町においては防災備蓄品を保健センター、中学校に配布をしていますが、どういった対応で配布をしているのか。また、配布状況、周知状況をお伺いいたします。新たな提供方法の考えはないか伺います。

地方公共団体の取り組み調査、7月20日時点で30%余りの自治体が小中学校の女子トイレに生理用品を配置しております。東京都、名古屋市においても今月より配置すると公表しております。ネグレクトや虐待、生理ヘイト、父子家庭での無知、無理解など本当に困っている子、声を上げられない子がいると考えます。生理用品が手に入らないことが学びや健康、幸福に大きな影響を与えていたことが明らかになりました。小中学校の女子トイレに生理用品を配置する考えはないか伺います。また、町内の公共施設に配置する考えはないか伺います。

2問目、オンライン授業の活用についてでございます。先ほど横井議員がお伺いしておりました内容と重複しておりますが、一応通告書に沿って質問させていただきます。

現在、若い方の感染拡大がとまらず、大治町においても日々感染者が出ております。

ワクチン接種が拡大防止の唯一の希望ではありますが、希望する全ての方が接種終了となるまでまだ時間がかかります。学校に通う児童生徒の家族が感染した場合、家族から子供に感染してしまったり、感染しなくても濃厚接触者となり、保健所の定義は陽性者の軽症者は10日間の自宅療養もしくはホテルでの療養となり、家族の濃厚接触者は陽性者が自宅療養の場合、10日後の14日間の自宅待機となります。つまり約1カ月近く学校に登校できないということになります。そういった児童生徒にどのような対応をしているのか伺います。児童生徒の学びをとめないために学習支援としてオンライン授業をすべきと考えるがどうでしょうか。以上です。1回目の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

防災備蓄品をどういった対応で配布をしているのか。また配布状況、周知状況はどうかという御質問をいただいております。備蓄品の配布につきましては、メーカーの使用推奨期限を経過したものについて、保健センターと中学校に配布しております。家庭内備蓄の啓発及び備蓄品の有効活用を目的に、非常持ち出し品の準備やローリングストックのチラシとともに配布をいたしました。配布状況につきましては、令和3年2月に保健センターに4,188枚、大治中学校に2,772枚を配布しております。周知は特にしておりませんし、今後につきましてもメーカーの使用推奨期限を経過したものについては配布をしていきたいと考えております。また、新たな提供方法については今のところ考えてはおりません。

学校の状況については教育長より答弁いたします。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

小中学校の女子トイレに生理用品を配置する考えはないかという御質問でございますが、現在は小中学校の保健室に配置をして、児童生徒からの申し出により配布をしているところであります。現在の運用を継続してまいりたいと考えております。なお、児童生徒から申し出やすいように保健の授業であったり、あるいは行事の前に、保健指導の際に指導しているのが現状でございます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

また、町内の公共施設に配置する考えはないかという御質問をいただいておりますが、今のところ町内の公共施設に生理用品を配置する予定はありません。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

オンラインの授業の活用についてということで御質問をいただいております。確かに議員おっしゃるように私も昨年度来、長い間休んでいる児童生徒がいることは承知しております。学校の対応は毎日の健康チェック。毎日どんなふうに過ごしているかというようなチェック。なかなか家庭訪問というわけにはいきませんので、電話での対応が多いとは思いますが、そういったことをしているというのが1点。

もう1つは、今までですと紙で学習の仕方というか、この1週間でこんなことをしなさいというような課題を配布しているというふうに認識をしています。

今後は議員おっしゃるように、やはり毎日の教員と言葉を交わすということ。きょうはこんな勉強をするよねということはひとり学び、家庭学習において大きな効果があるという、実は研究とまではいきませんがそんな結果も高校生の調査であります。やはりそういうことをしたほうが子供たちは1日の生活のリズムができるし、学習にも取り組んでいるという調査結果もございますので、タブレットを持ち帰るということがきちんとできるようになったときには、やはり朝一というわけにはいかないかもしれませんが、先生の手があいたときにその子に話をするというか今どんな調子というようなことをやるというか、きょうはどんな勉強をするのということができるといいなど。ここはまだ、そういう方向に向けて進めてまいりたいなと思っているところであります。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

先ほど町長の答弁でありました防災備蓄品以外、新たな取り組みとか公共施設での配置は今のところ考えていないという答弁で私自身とても残念に思っております。今のところということはどういった解釈をしたらよろしいのでしょうか。その後、考えていただける答弁ということの解釈でよろしいでしょうか、町長。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

先ほど答弁させていただいたとおり、今は備蓄の物を活用して配布をさせていただいております。数多く配布しているという認識を持っております。そういったものがまだ今後もまだ在庫等々出てまいりますので、そういったところからまず活用させていただいて、今後というところはこういったコロナの状況それから経済状況とかそういう社会情勢を鑑みて、また考えてまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

ありがとうございます。ぜひそちらのほうもしっかり捉えて、私が今から説明させていただきます女性としての訴えを聞いていただいて参考にさせていただきながら進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくをお願いします。

皆様も報道、ニュース等でたびたび取り上げられているので御存じかと思いますが、いま一度考えていただきたく話させていただきます。こちらにあります「みんなの生理」という任意団体が実施したオンラインアンケートでは、5人に1人が生理用品を買うことに苦労したことがあるが20%。生理用品ではないものを使ったことがある方が27%。生理用品でないものというものはトイレットペーパーとか布の代用となります。生理用品を交換する頻度や回数を減らしたことがあるという方が37%という結果です。では、生理用品がない場合はどうしたらいいのか。そういう場合は職場とか学校とか休んでしまうということですね。まず、生理用品でないものを使ったり、交換する頻度を減らすことによって何が起きるかといいますと、衛生上の問題だけではなく健康面にもよくありません。残尿感や痛み、血尿などを伴う膀胱炎になることもあります。それじゃなくとも生理中は人それぞれですが、痛みや心身的にストレスがかかります。1,000人の女性を調査した結果、恥ずかしさや落胆、憂鬱の感情につながり、自己認識や心の健康にまでつながっています。海外ではこれを社会問題として提起され、女性の人権、人としての尊厳を保つための権利として考えられ、どんどん支援の取り組みが始まっております。生理用品は必需品です。ないと勉強や仕事もできないので生理用品へのアクセスというのは自助ではなく社会で対処しようというのが今の世界の流れになっております。この認識はございますでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

今御説明いただいたものにつきましては、私も認識をしております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

今先ほど認識がございますという話だったので安心いたしました。男性にはなかなかこういったことは理解できないものと感じておりますので、私が代弁させていただいております。

先ほど防災備蓄品の入れかえ、先ほど言いました通年どれぐらいなのかということで今もう配布を、今年は配布済みなのでしょうか。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

備蓄品の関係でございます。今年度の予算で上がっておりますので、今年度購入後に配布をしたいというふうに考えております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

今年度の配布の枚数というのは今現在わかりますでしょうか。パック数でお答えしていただけると。枚数というとちょっと1枚1枚なのか、24枚入り1パックになっているのでパック数でお答えしていただくとよろしいかと思えます。厚労省の審査でもパック数で144パック、今年上がってりましたが。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~


午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

今年度配布をする予定なのですが、8,120枚ございます。パック数でいきますと24枚換算でいきますと338パックということになります。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

ありがとうございます。338パックというと1人1パックという考えで今現在考えておりますが、338人の方に配布できるという考え方になりますが、今までは保健センターで無償配布、「ご自由にお取りください」という形で配布をしていたと思うんですが、この338パックを本当に大変な方に、本当に必要な方に届けていただきたいと思いますので、社会福祉協議会とか女性専用の窓口がございましたら、そちらの方の相談窓口には配備して渡していただきたいと思いますが、その辺どういった考えでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

備蓄品の配布につきましては、議員言われるように有効活用できるように、必要などころに配布をさせていただきたいと思っております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

ミラーリングをお願いいたします。今こうして映っておりますけれども、生理用品、各自治体考えております。いろんな取り組みを考えておりまして、ほかにもいろいろ生理用品が必要であることを声に出さなくても大丈夫ですと。窓口にカードを御提示ください、お渡しくださいということでこういうのを配っている各自治体のさまざまな取り組みがございます。声を出さなくて伝えられる専用カードで役場、保健センター、各公民館などで中身が見えないように袋に入れてお渡ししております。名前、住所など聞かず意思表示カードを提示、指差しすることで受け取れるよう配慮されています。こういった取り組みはございますでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

本町では実施してございません。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

先ほど今度配布予定である338パック。どういった周知でお渡しする予定でしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

まずは小中学校につきましては学校の方から希望数に合うように配布をさせていただきたいと思います。先ほど教育委員会の方で答弁ありましたように、保健室に保管をしてということでございます。あとはこれも先ほども答弁させていただきましたが、保健センターに配置をしたということで、これも自由に取れる方法をとったわけですが、実態としては結構残ったというふうに聞いておりますので、どういった配布方法がいいのか。また保健センターだけではなく、どこか必要なところがあるのかというところは今後検討してまいりたいと思いますが、この画面にありますようなカードを提示してというところまでは今のところは考えてございませんのでよろしく願いいたします。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。またぜひ今後のことを考えていただきたいと思います。災害時も生理用品を入手しづらくなるので防災備蓄品が用意されております。被災弱者も経済弱者も同じように感じます。社会全体の問題ではないでしょうか。私としては継続的に提供すべき支援とは感じておりますが、町の財政が厳しいようであれば臨時交付金を活用し、このコロナ禍だけでも無償配布、先ほど説明しましたこういった希望カードを提示して無償配布すべきと思いますが、どうでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

コロナ交付金のことをおっしゃっているのかと認識しておりますが、コロナ交付金については一応今年度、令和3年度については交付がございます。それ以降についてはちょっとまだ定かではございませんので、答弁を差し控えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

そんなにお金がかかるものだとも私自身思っておりません。安いもので300円、普通平均は500円のものですが、150人の方に配っても五、六万かかる程度のものだと思うんですが何とかその辺を捻出していただいて、少しでも1人でも救っていただきたいなということをおもいます。

続いて、小中学校での話になりますが、児童生徒の不安や悩みを知るためにも保健室にて配布を行うという先ほどの答弁でございました。それもとても大事なことです。ぜひ行っていただきたいと思います。

では、これまでにそういった相談はありましたでしょうか。また、保健室に生理用品を取りに来る児童生徒は1カ月何名ぐらいで理由は聞いていますでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

保健室に生理用品を取りに来る児童生徒ということで、小学校では月に1人から2人、中学校においては月に10人程度、週でいくと1人から3人ぐらいが取りに来るというふうに聞いております。渡すときには養護教諭の方から初めてかどうかというお尋ねをしますのと、配慮が必要な生徒には個別に声をかけているようなことを行っていると確認しております。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

その中で毎回、毎回もらいに来る。あと個別に聞いたという方、多分取りに来る10名のうち忘れた、用意していなかった、急に来たということでちょっと取りに来た生徒もいると思うんですが、本当に大変な生徒というのは聞いておりますでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

この保健室で生理用品を渡すことを起因としたそういった大変な児童生徒というのは今のところ聞いておりません。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

今年3月東郷町の子供が自分たちが住むまちづくりについて発表する「子ども議会」での出来事がニュースで報道されておりました。「どこのトイレにもトイレットペーパーは常備されているのに、どうして生理用品はないの。生理用品を学校の個室に常備していただければ、お金もかからないし、小まめに交換できて、心も体も健康になると思います」と女子児童の提案がありました。先生も「本当に困っている子、声を上げられない子がいると思うので、そういう子にとってはありがたいと思う」と答えています。この提案から1カ月半で東郷町はトイレットペーパーと同様、生理用品についても常備備

品として設置していくということで実施し、今後当たり前のものとして予算に組み込むことを公表しました。東郷町の町長は、「経済的な不安を取り除く大切さを考えたときに小さな一歩かもしれないが大きく広がっていくとうれしい」と答えています。私自身、とても感動いたしました。もちろん各自治体によって財政が違います。我が大治町で実施しようとする大きな予算を組み込まなければできないだろうと不安にもなるでしょう。さまざまな問題が起きるのではという憶測が生じます。それでも保健室に行くことはハードルが高い子もいます。本当に困っている子もいます。なので、先ほども提案いたしました臨時交付金を活用し、試験的に配備してはどうでしょうか。1カ月の利用状況、問題も見えてくると思うのですが、その上でまとまった生理用品が必要な子は保健室にて相談、対応しますという形はどうでしょうか。そういった考えはありますか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議員おっしゃることもわかるところはございますが、今のところそういった問題のある子をトイレに生理用品を置いてそのままそっと持っていただくほうがいいのか、ちょっと頑張ってもらわないといけないですが、そのあたりは授業とかで指導していく中で、保健室にそういった問題を抱えた子が取りに来ることをきっかけに、その問題を把握していったほうがいいのか、そういったところを鑑みますと、今のところ大治町では保健室に取りに来ていただいて、児童生徒の問題を把握していきたいという考えであります。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋議員。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。では、しっかりそのほうの対応と子供たちの説明を授業等でよろしくお願いたします。

日本の相対的貧困率は先進国の中でも高く7人に1人が子供の貧困の状態にあるといわれております。大治中学校においても3割の方がシングルマザーと聞いております。こういう子供たちは周りから見てわかりやすく貧困というわけではなく食べたりすることはできるけれど、それ以上の余裕がない状況にある。そんな子供たちが7人に1人いるわけです。生理用品を満身に購入してもらえない女兒が必要に迫られ、万引きしてしまう痛ましい事例もあります。また、ひとり親家庭のお子さんは毎日お父さん、お母さ

んがすごく頑張っている姿を見ていて、自分のためだけにお金を使ってもらうのは申し訳ないから言えないというそんな優しいお子さんもいます。子供は自分で環境を選べないです。そういう子たちの思いを、声に出せないSOSを酌んで生理用品という形で支え、社会の温かさを感じてもらいたいと思います。

私たちの世代は生理について公に語りたくないタブー意識で生活をしてきました。私自身もそうです。それが女性としての品ある振る舞いとして教育され、今に至っております。本来、生理とは命を育むための大切なもので決して恥ずかしいものではありません。女性にとって生理は当たり前の日常で不浄ではない意識を持つことで、社会の取り組みがもっと前に進めるのではないのでしょうか。

最後に、男性や一部の方から500円ぐらいのものをなぜ買えないのか、疑問に思われる方がいると思います。世の女性全てではございませんが、ぎりぎりの生活をされている方は自分のことは後回しにし、家族を支え、子供たちを育むため、生活必需品ではあるのに代用できるため優先順位が後になってしまうことを知っていただきたい。支援のその先にある安心が生きる励みにつながります。どうか再度検討をしていただき、速やかに支援のほうをお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

済みません、申し訳ございません。次の質問がございました。

オンライン授業の活用についてでございますが、先ほど横井議員からの質問と一緒になっておりますが、行政の方がオンライン授業を進めていただけるというお話でございました。何とか先生の教育をしっかりしていただき、早くしないとやっぱりコロナの感染拡大が今急増しておりますので、そういった生徒が急増していくことも懸念されますので先生方の教育を一層早めていただき、オンライン授業のほうを確立できるよう努めていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（林 健児君）

3番手嶋いずみ議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時48分 休憩

午前11時52分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

4番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（林 健児君）

4 番後藤田麻美子議員。

○4 番（後藤田麻美子君）

4 番後藤田麻美子です。議長のお許しをいただきましたので通告書に従い、順次質問させていただきます。

1 問目に、がん対策の充実について。がん早期発見、早期治療につながる施策についてお伺いします。

第3期愛知県がん対策推進計画に基づき、「健康日本21第2次おおはる計画」の中に、町民一人一人の健康づくり、さらに家族、地域の健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指していたが、第1次計画で達成できなかった施策を踏まえ、平成27年度から令和6年度まで取り組んでいくと示されております。

そこで3項目についてお伺いをいたします。

1 つ目に、がん治療に伴う脱毛などによる外観変化へのアピアランスケアについて。愛知県から各市町へ購入費助成制度に対する意向調査が令和元年5月と今年度令和3年4月に実施をされました。昨年12月に我が党の女性局のメンバーが大村知事に要望書を提出しております。そこで補助制度の創設への考えをお伺いいたします。

2 つ目に、男女ともに検診受診率が県の平均より下回っておりますので、受診率向上についてお伺いをいたします。

3 つ目に、がん教育の推進についてお尋ねをいたします。がん対策基本計画が平成24年度から令和4年度で、国は全国での実施状況を把握した上で活動体制を整備し、がん教育の取り組み状況を平成29年3月に公示されました。新中学校学習指導要領において、新たにがん教育について取り扱うことが明記をされたことを踏まえまして、今後どのように取り組まれるのかお伺いをいたします。

次に2問目でございます。弱視予防を早期発見について、質問させていただきます。

国は眼鏡をかけて視力が出ない弱視を予防するため、目のピントが合っているのかを調べる屈折検査を3歳児健診で導入するよう市区町村に促す方針を固めました。高額な検査機器を導入する自治体への補助制度を2022年度に購入費2分の1を補助する方針であると聞いております。弱視は早期発見し、早期治療を開始することで改善する可能性が高いとされております。検査機器を導入し、本町での3歳児健診を行うときに検査してはどうでしょうか。町長の考えをお示しください。以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

がん治療に伴う脱毛などの外観変化へのアピアランスケアについて補助制度の創設はという御質問であります。本年6月に愛知県によるがん患者に対する支援に関する調査があり、愛知県におきましてもがん治療の副作用による外観の変化、いわゆるアピアランスケアに対する取り組みが検討されているところかと思われ。本町においても今後愛知県の動向を注視するとともに、アピアランスケアに関する情報収集に努めながら、医療用ウィッグ及び乳房補正具の購入費等の助成について検討を行ってまいりたいと思います。

次に、男女ともに検診受診率向上についてでございますが、より多くの町民の皆様方に定期的ながん検診を受けていただけるよう、受診対象者に対する個別通知の実施を初め、利便性を高めるために1日で複数のがん検診を受けられる設定、また、電話による検診予約の受け付けや検診実施日に日曜日を加えるなど受診率の向上に努めてまいりました。その他、胃がん、大腸がん、乳がんの検診におきましては、町独自で30歳代の方も受診対象として実施をしていただいております。今後も機会を捉え、がん検診の重要性については御理解をいただきますよう啓発活動の充実を図り、がん検診の受診率向上に努めていきたいと考えております。

中学校の対応につきましては、教育長より答弁させていただきます。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

中学生を対象といたしましたがん教育を推進する考えはどの御質問でございますが、議員おっしゃるように、中学校では本年度より全面実施の学習指導要領にがん教育について明記されておきまして、保健体育科の健康教育の一環としてがん教育が行われています。また、愛知県が作成いたしました「がん教育リーフレット」を初めとして資料を活用いたしましてがん教育を進めているところであります。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

弱視予防の早期健診の御質問をいただいております。現在、厚生労働省において屈折検査の機器を購入する市町村に対して補助をするということを検討されているようですが、我が町にはまだ正式な通知が来ておりません。今後、屈折検査に関する情報収集に



努めるとともに、検査機器を導入する際に必要となる検査従事者の確保、検査により弱視の疑いがあるとわかった場合の精密検査や治療に向けた医療機関との連携方法など屈折検査機の導入における課題検討を行ってまいりたいと思っております。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

がん治療と就労や社会参加の両立を支援するとともに、医療的ウイッグや乳房補正具の購入に伴う経済的負担を軽減するため、経費の一部を助成していただく考えはないのでしょうか。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

町長の先ほどの答弁と重なるところであります。アピアランスケアに関する補正具についてのものは、今検討していくという方向であります。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

必要性については検討していくというそういう答弁でございました。年代を問わず市民の方の声を聞いておりますので、県の方にも積極的に働きかけていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2問目の質問でございますが、男女ともに検診率向上について伺います。対象者全員に個別通知をしていただいております。ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりがん検診を控える傾向があり、健康上のリスクが高まることへの懸念が指摘をされております。検診促進や正しい知識の普及啓発などが重要であります。そのように考えております。

そこでお尋ねをいたします。コロナ禍で5つのがん検診の受診状況と受診機会を確保するために、今後の対策について伺いをいたします。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

先ほどの答弁にありましたように、それぞれの受診率向上に向けてのことを継続していくということと、加えましては、今現在それ以外で行っていることとしましてはがん検診以外の検診とセットで行う。協会けんぽと協力して行う。それから骨粗鬆症検診などと一緒に実施するなどセットで行うようなこと。それから、乳がん検診などは受診できる医療機関がちょっと限られているので、そういったところの拡大を検討していくといったこと。また、積極的な広報活動をしてまいりたいと考えております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

本当にそういったがん検診というのは、町の方でもしっかりとやっていただいておりますが、積極的な広報等を検討していただき、よろしく願いいたします。

がん教育の件でございますが、4年前に中学生を対象にがんを克服された町の職員による講演を行っていただきました。講演を聞いていた生徒が、母親のがん闘病との闘いの中で死んでしまいたいと絶望の中でございましたが、みずからの体験を通し、講師の方の言葉の中に「諦めるな、どんなことがあっても最後まで諦めるな」と強い励ましの言葉が心に響き、その女子生徒は「お母さんと一緒に諦めずに乗り切っていきます」と報告をいただきました。今後とも命のがん教育をぜひとも、先ほどやってお聞きしましたが、実施していただく考えはあるのでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（水野泰博君）

中学校ではさまざまな角度からがん教育だけではなく健康教育や命を大切にするという教育を行っております。その中で4年前、がん克服者の講演会というようなことを行いました。今後におきまして、この命を大切に教育等を進めていく中の内容でがん克服者の講演も候補に入れながら、生徒たちの心に響く企画を検討していきたいと考えております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4 番後藤田議員。

○4 番（後藤田麻美子君）

検討していただけるということで答弁をいただきまして、ありがとうございます。しっかりとお願いいたします。

2 問目の弱視予防の早期発見についてでございますが、弱視は子供の50人に1人はいるとされています。3 歳児健診で屈折検査を行う市区町村は3 割程度にとどまっております。厚労省は全国で検査が受けられるよう専用機器購入費の2 分の1 を補助する方針であると私は最初に質問の中で言いましたが、斜視、近視など目の異常を検査する機器でもあるため、矯正しても十分な視力を得られない弱視のリスクが数秒で判定をされます。子供の目の機能は6 歳までにはほぼ完成するため、弱視のリスクを早期発見し治療を開始できれば、改善する可能性が高いとされていますので早期導入に向けての町長の考えをもう一度お聞かせください。

○保健センター所長（吉本清美君）

議長。

○議長（林 健児君）

保健センター所長。

○保健センター所長（吉本清美君）

先ほどの答弁と重なりますが、検査従事者の確保や検査により弱視の疑いがあると思われる場合の医療機関との連携方法など屈折検査機器の導入における課題がありますので、そちらの検討をしながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○4 番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4 番後藤田議員。

○4 番（後藤田麻美子君）

ありがとうございます。何事も早期発見、早期治療が大変重要と考えます。国の動きを待つのではなく、積極的に手を挙げてやっていただきたいと私は強く思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 健児君）

4 番後藤田麻美子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時09分 休憩

午後1時19分 再開



○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

9番吉原経夫議員の一般質問を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。一般質問します。

1、町内のある保育園の男性元保育士が、複数の園児に複数回キスなどのわいせつ行為をした事案があったが、町としてどのような対応をしたのか。

児童福祉法第24条で、保育を必要とする乳幼児には市町村が保育所で保育しなければならないとあります。大治町には町営の保育所がないので保育を民間などへ委託しています。委託先の保育所で保育している乳幼児にかかわる事件・事案が発生した場合の町の対応についてお尋ねいたします。町や保育所には危機管理マニュアルなどはあるのでしょうか。町内のある保育園の男性元保育士が、複数の園児に複数回キスなどのわいせつ行為をした事案がありました。6月中旬、被害者ではないんですが保護者が園にこの件を報告し、7月初旬、園は町に報告をしております。その後、町はどのように対応したのでしょうか。また、同じような事案が小中学校で発生した場合、教育委員会の対応はどのようなのでしょうか。幼稚園や保育園、放課後児童クラブで発生した場合はどうでしょうか。元保育士は障害児の通所作業所である放課後等デイサービスセンターに転職したと聞いております。町内の障害児の事業所で同じような事案が発生した場合はどうでしょうか。

2、児童発達支援センターの現状は。

児童発達支援センターは今どうなっているのでしょうか。町が委託予定の障害児相談事業はいつ開始するのでしょうか。

3、専門職である保育士を正規職員として採用すべきであると考えているがどうか。

今回、ある保育園で園児に対するわいせつ行為があった。しかし、町には専門職である保育士の正規職員がいません。そこで、現在整備中である花常福島地区の子育て支援施設の運営を事業委託や指定管理などではなく、保育士などのスタッフを町独自で採用して町直営で行うべきであると考えますがどうでしょうか。

4、35人学級推進で教室が足りなくなるがどうするのか。

国は35人学級を推進しています。町が35人学級を推進していく中で教室が足りなくな

る学校が出てきます。町はどのような計画を持っているのでしょうか。

5、資源回収ステーションの拡充・移設の計画は怎么样了のでしょうか。

町長公約に「資源回収ステーション拡充・移設。災害時には災害ごみ置き場とする」とあります。具体的な計画は怎么样了ですか。町の計画では、災害時の災害ごみ置き場は大幅に足りなくなっています。新たな資源回収ステーションだけで賄えるのでしょうか。

6、名古屋市道西條新家線の開通によって、北側に隣接する町道の交通量がふえるが対策はどうか。

名古屋市道西條新家線が開通予定です。これによって隣接する北側の町道の交通量がふえますが、対策は怎么样了でしょうか。名古屋市の地元の方から市バス延伸の要望がございます。名古屋市が具体化したときに町として新大正橋西の市バス駐車場までの延伸をお願いをしたら怎么样了でしょうか。

7、福祉巡回バスの充実など公共交通対策の計画は怎么样了のか。

町長3期目の抱負として「公共交通対策にも力をいれていく」がございます。議会は昨年、地域公共交通調査特別委員会を設置し調査を進めています。町も福祉巡回バス充実の計画を立てていくべきと考えますが、怎么样了でしょうか。

有償福祉運送や介護保険内と外の介護タクシーなどの制度も整備していくべきであると考えますが怎么样了でしょうか。この問題も含め「町長には町民との座談会を開くなど、より多くの住民の意見に耳を傾けてほしい」という声がございます。コロナ禍で難しい面もありますが、時期を見て町民との懇談会を開催してほしいと思いますが怎么样了でしょうか。

8、带状疱疹予防接種への助成の考えはないのか。

带状疱疹は50歳以上で発症率が急増し、80歳までに3人に1人が発症するといわれています。本町として予防接種への助成の考えはないのでしょうか。

9、中学校の標準学生服が選択制になりましたが、現状は怎么样了でしょうか。

中学校の標準学生服が選択制になり、男女共通の学生服も選べるようになりました。生徒は怎么样了ような選択をしたのでしょうか。また、男女共用トイレの設置の考えは怎么样了でしょうか。

10、固定資産評価審査委員の選出について、地方税法を遵守すべきであると考えますがどうか。

地方税法第425条第2項には、固定資産評価審査委員は当該市町村に対して請負や経費を負担する事業について、請負などの行為をする法人の取締役もしくは監査役などであることができないとあります。

6月議会で町社会福祉協議会の会長を兼ねている方を固定資産評価審査委員の選任に同意いたしました。社会福祉協議会事務局長の人件費の一部を町が補助し、総合福祉セ

ンターや放課後児童クラブの指定管理を公募ではなく候補者の選定の特例で行っております。他の委員も町シルバー人材センターの監査と顧問税理士でございます。シルバー人材センターも事務局長の人件費の一部を町が補助し、高齢者生きがい活動センターの指定管理を公募ではなく候補者の選定の特例で行っております。地方税法第425条第2項の趣旨に反しているのではないのでしょうか。以上でございます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

まず、保育園の危機管理マニュアルですが、これは各園で運営規定、就業規則、事故防止や事故対策マニュアルなどに沿って各園で保育を実施しているというふうに認識しております。保育園の事案についてですが、町の対応は7月8日に保護者から男性保育士の保育中の行動に関する相談が保育園にあったとの報告を受け、本町といたしましては偶発的なものとはいえ、保育士を担任から外したらどうだという指導をさせていただきました。その後、8月10日に保育園から事実関係の整理ができたこと、今後の対応や保護者説明会を開催していくということで報告を受け、県に連絡をしております。

今後も子供たちのことを第一に考えまして、適切な保育が行われるように指導監督をしてみたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

また、同じような事案が起きたらどうだということですが、起きてしまったからでは運営者からの報告を受け、事実確認をして県と連携をしながら対応していかなければいかんというふうに思っております。

それから2つ目、児童発達支援センターの現状はということですが、5月1日から開設をしております。

次に、町が委託予定の障害児相談事業は社会福祉法人により開始に向けての相談員の確保に努めているところであり、相談員が確保でき次第、速やかに委託をしていきたいと考えております。

次に、現在整備中であります花常福島子育て支援施設の運営を町直営で行うべきだという質問ですが、現在我々としては検討中であります。どういうふうに運営体制を整えていくかということを検討しておるということであります。

35人学級については教育長より答弁をさせていただきます。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

35人学級推進で教室が足りなくなるがどうするのかとの御質問でございますが、児童生徒数を注視し、現有の施設を有効に活用してまいりたいと考えております。現在大治町の児童生徒数は微増傾向にあり、特に大治小の校区はふえているという認識をしているところであります。来年度におきましても1学級増を見込んでいるところであります。そこで今回の補正予算に計上させていただいておりますとおり、1人1台タブレットの導入により当初の役目を終えましたコンピューター室の改修工事を予定しているところであります。これにより普通教室2教室分のスペースを確保し、35人学級の拡大に対応してまいりたいと考えています。

なお、南小学校、西小学校につきましては、現状教室数は不足しておりませんが、今後の児童数の状況を見て対応してまいりたいと思っているところであります。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

資源ステーションであります。現在役場の前に常設をさせていただいておりますが、皆さん御存じのとおり大変利用者がふえてまいりまして手狭になってまいりました。これをぜひとも拡充をさせて、もう少し広い場所でやりたいと思っております。これはごみの減量化や再資源化により持続可能な社会の実現に向けたまちづくりを進め、災害時の一時仮置き場としての機能をあわせ持つそんな資源ステーションを整備していきたいと思っております。

続きまして、災害時のごみ一時仮置き場の面積についてですが、これだけで確保できるとは思っておりません。非常に厳しいものがあると思っております。今後においても土地の形状、周辺環境などの要件を考慮いたしまして仮置き場面積については充足をさせていきたいと考えております。

あと西條、名古屋市道の問題であります。名古屋市内で都市計画道路西條新家線が開通されることは我々も聞いております。今後、名古屋市と打ち合わせを行い、情報共有や連携を図ってまいりたいと考えております。

また、名古屋市の地元から市バス延伸の要望がある。名古屋市が具体化したときに町としてお願いしたらどうかという質問であります。名古屋市からの情報が今のところありませんのでお答えできる内容を持っておりません。

それから、巡回バスなどの公共交通対策の計画ですが、今後将来的に本町にも高齢化が進んでまいります。高齢者を含めた交通弱者の移動手段の確保は重要な課題の一つであると捉えております。福祉巡回バスを含めた地域公共交通については、議会の地域公

公共交通調査特別委員会において審議されている内容や、先に実施した総合計画の策定における住民アンケートの結果を踏まえながら、住民ニーズに対応した検討をしてみたいと考えております。

次に、福祉有償運送や介護保険内と外の介護タクシーなどの制度も整備していくべきではないかという質問であります。福祉有償運送につきましては、事業者が福祉有償運送を実施する場合、市町村が主催する運営協議会での協議を経て、事業者が道路運送法に基づく登録申請を国へ提出する必要があります。現在、本町では福祉有償運送を考えている事業者に対し、ホームページで手続の御案内をしているところです。介護タクシーにつきましては、介護保険内で対応していただくことを想定しております。

最後に町民との懇談会ではありますが、現在、町ホームページから「町政へのご意見・お問い合わせ」という町政に対するご意見専用フォームを設けており、さまざまな御意見をいただき、必要に応じ回答をしているところであります。そのほかにもメールなどの手法に御意見をいただくことも可能であると考えておりますので、現在においては懇談会の開催は考えておりません。

それから予防接種の考えはないのかということですが、带状疱疹の予防接種は国が定める定期接種ではなく、希望者が任意で受ける予防接種となっておりますので、現在のところ町独自で補助するということは考えておりません。

中学校の制服については、これも教育長の方からお答えさせていただきます。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

中学校の標準学生服が選択制になったが現状はどうかという御質問でございます。冬服も夏服も1年生では約9割、2・3年生では数人の生徒が新しいブレザータイプ、ポロシャツタイプの制服を選択いたしました。

また、男女共用トイレの設置の考えはどの御質問ですが、中学校では男女どちらも使用することのできる多目的トイレが設置されています。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

固定資産評価審査委員の選任についてであります。地方税法第425条第2項では固定資産評価審査委員は、町に対して請負をすること、町が経費を負担する事業について請

負すること、または主として同一の行為をする法人の役員等であることができない旨規定がされております。現在の3名の委員につきましては、町との請負はなく、また主として同一の行為をする法人の役員等ではないため、地方税法第425条第2項の規定に反しているとは考えておりません。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

答弁ありがとうございます。まず1点目でございますが、町長の答弁の中でもその保育園について指導しているなど「指導」という言葉がございました。町としては保育園に委託費を払うなど事業を委託しているわけですが、事業委託の契約書などで結んでいて、そういうのを根拠にして指導しているのでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

根拠規定につきましては、子ども・子育て支援法により市町村が指導を行うということになってございます。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

町の規程の中にはそういう指導監督の根拠はございますでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

町の方では子ども・子育て支援法の規定を受けまして「大治町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」ここの中で園の対応について指導すると記載してございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

条例の中で規定しているということで条例についてちょっとお聞きをしたいと思えます。皆さん、町のホームページを開いていただいて例規集の中で体系目次でいきますと第8編の厚生、その中に「大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」これがございます。そこをちょっと見ていただきたいと思います。その10に「虐待の防止のための措置に関する事項」とございます。今回、複数の児童に複数回キスなどをしたというのは私は性的虐待、犯罪に当たるかどうかは別として性的虐待に当たると思うんですが、そこら辺の認識はどうでしょう。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

今回の保育園での事案につきましては、保育園から聞き取りを行って経過を報告していただいております。その中で保育園における偶発的な事案であるというふうに町としては判断して対応しております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

男性元保育士は偶発的だと言っておりますが、児童また保護者、被害を受けた保護者はこれは偶発的ではないというふうに言っているわけです。これは虐待についてはいじめと同じでやっている方ではなくて、やられている方がどう感じるかが重要なことだと思うんですが、そこら辺保護者からは私は偶発的ではないというふうに聞いておるんですが、そこら辺の認識はどうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

そのことについて私どもが答弁することはございません。ありません。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

また第30条を見ていただきたいと思います。苦情解決ということでやっぱり苦情ですね、迅速かつ適切に対応しなきゃいけないというような趣旨で書かれております。それに対して町としては第4項、市町村から指導または助言を受けた場合は、助言したら必要な改善を行わなければならないとございます。ですから、園から聞いてそのまま対応するのはではなくて、町独自のやはり保護者から調査するなりして適切な指導・助言をしなければならないと思うんですが、適切な指導・助言をすれば園は必ずやらなきゃいけないという条例になっておりますので、そこら辺園がそうだったからということで園任せではなくて町として独自の対応をすべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

その後の条項にもございますように、保育施設等におきましては事故等が発生した場合はまず市町村に報告するという規定があります。その中で市町村は、今回の件ですと連絡を受けたということで状況も判断しまして、まずは保育現場から離れて仕事をするようにということで園には通知したところでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

偶発的だと園が報告している。町としてもそのことを聞いてそのとおりだというようなお考えのようですが、社会福祉法人はやっぱり法人として監査を受けることになっておりますが、この保育園の場合、監査はどこがするのでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

保育園につきましては、児童福祉法に基づく認可がございます。指導監査を行うべき立場は愛知県になります。町につきましては、先ほど言いましたように子ども・子育て支援法に基づく指導監督義務があると。したがって、県と市町村が指導監督する立場にあると思っております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

県が指導監査する責任があるとございまして、指導監査には2通り種類がございます。一般指導監査と特別指導監査でございます。そこら辺県は一般指導監査は定期的に行うものですが、特別指導監査というのをこの間行ったのでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

愛知県につきましては、県で行う指導監査等がございますので私どもが愛知県の行った事実についてお伝えすべきことではないと思っております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

内容は別として、やっぱり当然監査、特別指導監査をする場合は園だけではなくて市町村も責任があるということで同席をしていると思うんですが、やったかやらないかの返事はできると思います。やったんでしょうか、やっていないんでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

今、特別監査と言われましたが、県の方では今回の事案に対して聞き取り調査を行うという形で今は動いてみえるということは聞いております。また、町も同時に立ち会っ

て園からお話を聞いたというところまでです。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

普通は一般指導監査でそれ以上聞き取りをすることはいいんですが、聞き取りをするということはそれなりに県としても重大な事案だと考えているんじゃないかと思うんですが、偶発的なことだったらそんな重大な事案とは考えられないんですが、その点はどうなんでしょうか。重大な事案だから聞き取りをしたんじゃないかということを、県としてはそういう考えがあるから聞き取りをしたんじゃないかということでございます。

○議長（林 健児君）

吉原議員、それは県に。

○9番（吉原経夫君）

はい、わかりました。

じゃあ、議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

県のことだから言えないと言われればそうですが、町として県に報告する。これは義務かどうかはわかりませんが、必要だと思うんですが、町として事態を把握したのは7月8日、県に報告したのはいつなんでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

県に報告したのは先ほど申しましたように8月10日になります。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

県は指導監査する権限もあるし、今そういう聞き取りもされたということで余りにも遅いと思うんですが。なぜかという、聞き取りをするに当たってその男性元保育士か

らも事情をお聞きしなきゃいけないと思うんですが、7月末に退職されたということはどうやって県はその方に事情をお聞きすることができるんでしょうか。町としてもどうやってその方にお聞きするんでしょうか。その点、どうお考えでしょうか。遅いとは思わないですか、8月10日では。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

先ほどもお答えしましたとおり、園から報告を受けていく中で園の方が県に報告できる事実の整理ができたということを町に報告がありましたので、その結果を踏まえて町から県に連絡したものでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

事実確認ですね、そこら辺は園がされたということですが、町としてはやはり指導監督ということで県と一緒にやる責務があると思うんですが、7月8日に聞いてから担任を外すということは聞きましたが、それ以外にどんな指導助言をされたんでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

まず今回の件につきまして、一連の事案について整理が終わりましてところ、町に対して報告書を提出するよう求めております。また、改善策としてお話を聞きましたが、町の方からも非常勤ではありますが保育士が町にはおりますので、そういった保育士を保育園に派遣して保育を指導していくというようなことをお伝えしました。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

今初めて町にも非常勤で保育士がいるという話を聞きましたが、どういう立場の方が平常どういう職務をやっておられる方でしょうか。

○議長（林 健児君）

吉原議員、非常勤の方の……

○9番（吉原経夫君）

保育士ということだから、どういう職務をしておられるのかということをやっと。派遣をしたとかするのかわかりませんが、どういう職務を平常されているんですか。

〔「保育園とは全然関係ない話」の声あり〕

○9番（吉原経夫君）

だって、もともとはそういう職務のために採用した職員ではないでしょう。保育園と連絡をとるために。そうでしょうか。その方が中心になって会話をしていくんでしょう、町は。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時49分 休憩

午後1時51分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

非常勤職員でございますが、保育士等の就職支援相談事業、あるいは県が行う年1回の定期監査、それから子ども・子育て支援にかかわる事業として保育士等に講師を行うだとか、あと児童虐待関係と広く含めてお願いをしておるような職員であります。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

そういう職務をやられている方がその保育園に行って、どういう改善を町として求めているのか。もしくは連絡調整役なのか。その点はどうでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

やはり今回の事案に対してしっかり対応できる方ということで、その方につきましては保育心理士という資格を別に持ってみえます。これは保育士あるいは子供に関する心のケアなんかを含めて、そういうケアプランだとかカウンセリング、そういったこともその資格の中で学んできていますので、一度出向いて今回の件も含めて講座、講習なんかをしていただこうかなというふうに予定はしております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

その点は了解できました。あと運営規程のことをお聞きしますが、当然、危機管理のための規定はできていると思いますが、その保育園ではこのような事案が生じた場合、どう対応するのか運営規程の中で定めがあるのでしょうか。また、またはまた後で聞きます。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

保育園では保育士の仕事に関して、あるいは日常保育の中での事故、そういったものを想定しまして保育規定、就業規則、それから事故防止や事故対応マニュアルといったものを整備しているというふうに確認しております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

当然、事故などが起きたときのマニュアルはあると思うんですが、このような事案が生じたときの危機管理マニュアル。具体的な運営規程などには、どのように書かれているんですか。もしくはこれに該当するものは書かれていないのか。どちらでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

今回はまず先ほども言いましたように、保育業務の中で起きた偶発的な事案というふうに捉えております。その中では今回の規程に基づくものの中には、とりあえずがちっと当てはまるものがないという状況でございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

偶発的、偶発的と言いますが、今コロナの中で皆さんマスクをしておられますね。園の中でやはりマスクをしていればキスなどの行為はできないわけで、そこら辺はどのような状況だったのでしょうか。

○議長（林 健児君）

吉原議員、町としては保育園から報告を受けたことしか話せないのも、その範疇の中で。

○9番（吉原経夫君）

わかりました。

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

それなら、保育園からその保育士はマスクをしていたのか、していなかったのか、報告は受けていないのでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

保育園からの報告は受けております。通常、保育をするときはマスクを着用していると。しかしながら、暑い場合などお水を飲んだり汗を拭いたりすることについては当然保育士も外す場合もあると。しかしながら、一旦その行為が終わればきちっとマスクは

つけますというお話でございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

当然、暑い時期外すのはですが、近くに子供がいたら当然マスクはしていなきやいけないですね。感染防止のためにも。これはマスクをしていなかったんじゃないですか。偶発的だと言っても1回じゃなくて何回か、何人かと聞いているんですが、何人も偶発的にたまたま暑いから外しているときにあるのかと思うんですが、今のところ被害を受けた児童は何人いたのか把握をしておられますか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

先ほど申しましたように、現在県の方でも聞き取り調査中ということですので具体的な内容については控えさせていただきます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

園は保護者に説明会をしております。その中で何人というのをやっぱり報告をしております。把握している範囲ですが、園が。当然、町側にも何人という報告が上がっていると思うんです。報告が上がっているのに関しては何人かぐらいは、誰かというのはだめですよ。何年何組もだめですよ。でも何人かは全然個人情報にも当たらないし、1人なのか3人なのか10人なのかね。結局それによって偶発的かどうかという証拠にもなってくると思うんですが、何人なんでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

保育園が説明会で皆様にお伝えした人数はあると思います。しかしながら、その事実

を今の県の方で確認中でございますので、我々も聞き取り調査をされておりますので、我々もこの場での発言は控えさせていただきます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

だから、保護者からそういう訴えがあった人数は、訴えがあったのは事実ですから。保護者の方がそんなのうそで言っているとも思えませんし、そこは保護者の方を信用して何人と答えるのが筋じゃないでしょうか。私はつかんでいますので私は何人というのは言えるんですが、それは町側から答えることであって、1人で1回だったら偶発的かもしれません、それは。でも何人も、3人も何回もということになれば偶発的ではない。そのときにマスクを外しているということになりますので。やっぱり暑いときに外した、たまたま子供が寄ってきたぐらいならわかりますが、何回もあるということはそれは常習的と言わざるを得ないんですが、まずマスクを外していたということで。ですから何人かというのを聞きしているんです。非常に大切なことなのでお答えを願います。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

繰り返しになりますが、県の方で現在も聞き取り調査中でございますので、明確なお話ができるまでは控えさせていただきたいと思っております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

あのですね、県が今調査していると言われましたね。大治町だって1カ月以上調査して事実関係が明らかになったから県に報告したんじゃないんですか。新たにまた県が調査する。なんか町の調査が不十分だと、そのように見えるんですが。だって、1カ月以上も町がかけて調査しているんですよ、県に報告するまで。で、また県が調査する。だって、もう町としては1カ月以上調査して大体事実関係は明らかになったということでしょう。だから何人とも言えるじゃないですか。県も言っていますから。だったら県に任せるならもっと早く報告しなきゃいけないじゃないですか。違いますか。町は1カ月

以上もかけて調査したら、しっかり調査しているなら報告しなきゃいけないし、県が今調査している。県に任せるんだったらもっと早く報告すべきじゃないですか。その点どちらも不十分だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（林 健児君）

暫時休憩をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

先ほど来の結果になりますが、町としては当然園の方から聞き取りを一旦これで終了しております。町ですね。県の方は聞き取りを始めた段階でありますので、一定の聞き取りが終わった後にそういったお話がまたできると考えておりますので、今のところ県の聞き取り、あるいは今後の動きを待つということにしていまいりたいと思っております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

県は今一生懸命やられていると思いますが、町としても1カ月以上かけてしっかり調査したんでしょう。その後に報告できるようになったから県に報告したんでしょう。すぐ事態をつかんで一報を入れているわけではなくて、それも県が知った時期というのは私が知った時期よりも遅かったんですが。そういう状況なんです。そこら辺危機管理が私はできていないと思うんですが。同じ繰り返しになるので変えますが。保護者の方の懸念として大きいのは、その男性元保育士の方が違うところに就職されておられる。障害児の通所事業所だと聞いておりますが、そこでまた同じような、もっと障害児の方は声を上げることができない。そういう懸念が非常にあるわけですよ。そこら辺園はそういう事業所に連絡するとか町として何かやるとか、もし再び同じようなもっと大きな

事案が生じたら園の責任、または町の責任、非常に大きいものだと思うんですが、その点の対応はどうでしょう。本当に保護者の方からはこれは強く言われているんです。お願いいたします。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

これも保育園に聞き取りしたところの結果でございますが、保育士につきましてはみずからそういうことをしていないというふうな発言もございます。このため保育園それから町としても今回の事案について既設の法の中で相手の事業所に法に基づく連絡というものがございません。というのは先ほど申しましたように本人がまだ否定しているところがございますので、我々も現状は状況を踏まえて控えているところでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

やはりこういう場合、そういう問題を起こした方、問題、そういう事案を起こした方はやっぱり自分が悪いと、自分がそういうことをやったと余り言われたいものなんですよ、一般的には。やるのは当然園の中で職員であるときに、もうちょっときちっと保護者の話も聞いて、被害にあわれたのですよ、被害にあっていない方ではなくて被害にあわれた方の保護者にお聞きしてやるべきだったと思うんですが、最初に言いましたが、6月に最初、保護者が園に報告したと。その保護者というのは被害にあっている方ではないんです。町として園が被害者の保護者にいつ聞き取りしたのか、把握しておられますでしょうか。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

園からの聞き取りでは状況により把握してございますが、この場では個人的なお話になりますので控えさせていただきます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

被害にあわれた方に、保護者に事情を聞くというのは非常に大切なことなんです。いつ聞いたかというのはやっぱり非常に大切なことだと思うんです。誰に聞いたとかそういうことは聞いていません、個人的なことは。何人というのも答えられない、それもわかりますが。被害にあった方の保護者から、いつ事情を聞いたのかというのは非常に大切なことだと思うんですが、だって、そのときにまだ保育士の方がみえたのか、もういないのかございますし、それはいつなんでしょう。町は把握しておられると思うんですが、この場で答えていただきたいと思います。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

先ほどやめられた元保育士の方、次のところへ就職された。なぜ言わないのか。どういう意味でおっしゃっているんですか、それは。どういう意味でおっしゃっているんですか。また、やらかすという前提で物をおっしゃっておみえになるんですか。これどういう意味ですか。

○9番（吉原経夫君）

あの、反問権ですがどうでしょうか、議長。

○町長（村上昌生君）

確認です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

町長からの反問と捉えますが答えさせていただきます。その勤められた事業所に伝えることは法的には根拠はありません。ですからできません。ただ、そのできないということをはっきり言っていただきたいです。言った上で、だったら保育士で勤められている、その保育園に勤められているときに対応すべきことだったと。それをやっていない保育園、また町は7月8日に聞いているわけですから、退職したのは7月30日か31日ですが、その間にやるべきことを町はやっていないということを私が言いたいんです。現

状、調査はできないんじゃないですかね。

[発言する者あり]

○9番（吉原経夫君）

ちょっと町長お静かにお願いします。それともう1つ1点言われたのは、やらかすかどうかわかりませんが、ただ偶発な事件だと思われる、確信しているわけではないわけですね、それで。保護者の方の聞き取りも余りされていないようですし、ですからそれは起こってからでは遅いわけだから、起こってからでは遅いわけですからね、そういうのは。ですから、保育園にいるときに対応すべきこと。町が聞いたらすぐに対応すべきことだと思うんですよ。僕はそう思うんですが、町長にお聞きします。町長はこの事案についていつ報告を受けましたか。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

答弁者、福祉部長にかわります。

○福祉部長（安井慎一君）

先ほど申しましたけれども、今回男性保育士が途中退職されて転職されたということの中で、今この中で相手先の事業所にお伝えする根拠はないというところです。しかし、我々もできる限りその園側がいろいろとまだ今でも動かれていますので、そういった中できちっと対応されるというふうに思っております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

園には当然きちんと対応をしてもらわなきゃいけないんですが、先ほど最初町長も言われたように、町に指導監督する責任があると。法に基づいて。ですから、これはお任せするのではなくて、やっぱり非常勤の保育士である非常勤の職員の方が行かれるわけだから、一つ方針を持って改善に向けてやっていただきたいんですが、その改善方法が余り私、部長の発言から見えてこないんですが、きちんとした改善方法、方向性。また今回のについてどうやってもっと調査を進めていくか。その点のビジョンというかそれをお示してください。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

今回の件につきましては、私の方からも皆様に御説明する部分で非常に難しい部分があります、まず。これは当然、保育園児それから保護者のいわゆる発言等も踏まえて我々も答弁を十分気をつけてしているところでおります。また、大治町は保育園については町立の保育所が1カ所もありません。これは皆様御存じのように私立保育園で全て賄っております。このため本町としましては、通常保育園の園長会ということで年1回お集りいただいて、各保育園の園長先生方の情報共有と保育の仕方についてお話をさせていただくと。たまたま今年につきましては別件でございましたのもう既に1回開いておりますので、今回2回目を開くだろうというふうに思っております。その中で町立にはない民間の保育所ということでそれぞれ保育園については保育の特色を生かしながら保育園児が保育を楽しくできるような形でということで先生方は一生懸命頑張っております。大治町におきましても今回の事態を踏まえまして、これまで子育て支援講座として保育士に対して講座を開講しております。その中で保育士の資質向上、こういったところを捉えて実施していくと。それから先ほど申しましたように年1回定期検査のほうで非常勤の保育士が保育園に出向いてまいります。その中でも保育室に顔を出して保育の状況を確認するなど保育園側の運営が適切に実施されるよう我々もしっかり監督していきたいと思っております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

非常に頑張ってやっていかれるということでそれは非常にいいことで感謝いたしますが、このような事案が起きた場合の危機管理。運営規程などはないですね。これは園側にもつくってもらわなきゃいけないし、町としてもこういう場合が起きたときにどういうふうに対応していくかというのをつくっていかなきゃいけないと思うんですが、その点はどうでしょう。そういう危機管理マニュアルをつくっていくかどうか。

○議長（林 健児君）

吉原議員、先ほどお答えしたとおり保育園ではしっかり持っておると。

○9番（吉原経夫君）

いえ、だから、それ僕は該当部分はないと言いましたよ。このような事例に対しては、

と言いましたね。だから、このような事案に対しての。

[発言する者あり]

○9番（吉原経夫君）

町としても何もつからないんですか。今、園の話でしたから。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

例えば、けが等の事案があったとかそういうものについては現在もきちっとしたガイドラインに基づくマニュアルというものがございます。今回、先ほど申しましたように一つの今回の事案についてぴったりしたものが当てはまるものはありませんが、やはりそこはそういった先ほどの病気あるいは事故に基づくガイドラインに沿った形で運用していくのが望ましいであろうと思います。今回の件につきまして、一旦落ち着けばまた園長会を速やかに開催して、その辺についてはまた各園長とお話をしていきたいと考えております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

実は園にはこういう問題が起きた場合、対応する機関がございます。第三者委員会というのがございます。今回もそれで対応されておられるようですが、ただ、昔にできた第三者委員会の規定かもしれませんが、委員の方が法人の監事とかいう役職の方が2人やられているということで第三者じゃないんじゃないかという保護者の声、それは当然で、第三者というのはわかりますね。園じゃない人、保護者ではない、子供たちじゃない、全く違う第三者という意味で第三者委員会の第三者だと思うんですがその第三者委員会について、やっぱりこれは園の問題ではございますが、どういうふうに指導していくんでしょうか。本当の第三者を入れていかないと第三者委員会にならないと思うんですが、どうでしょうか。

〔「園の判断」の声あり〕

○9番（吉原経夫君）

園の判断だけれど、それを指導監査していくんでしょう。だって第三者委員会って第三者じゃなかったら……

〔「勝手にしゃべって進めんといてよ」の声あり〕

○9番（吉原経夫君）

どうしていくんですか。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

保護者から聞き取りをしていないというような決めつけたものの言い方を先ほどもされておりますが、我々は保護者それからやめられた元保育士、直接聞き取るという立場ではありません。我々はあくまでも保育園に対して監理指導していくという立場であります。そんな中で園長先生もしっかりと聞き取りをしてくれております。元保育士から。それからお母さんたちにも精力的にきちんと説明をされております。そんな中で食い違いが出てきておりますので報告書なんかもしっかりもらっていますよ、我々は。しっかりもらっていますよ。その中で元保育士の言われることと、お母さんたちの言われることの食い違いがあると。食い違いがある中で我々は確たる結論を出せないというだけの話であります。先ほど申しておりますのは、違いますか。1人1回であったかもしれない。1人の園児に対して1回偶発的にあったかもしれない。吉原議員は複数回、複数人と限定されて話しておみえになりますが、我々はそこまで確証は得ておりません。そういう食い違いがある中で、県ももう一度聞き取りをやるというふうに言ってみるので、我々もそこに立ち入ろうと。一緒になって調査へ入りましょうということをおるわけでありまして、これは問題は相手は子供なんです。子供から聞き取りやりましたか、あなた。できるわけないんだ、こんなことは。だから園長先生は子供を表に出したくないというふうでずっと対応されておみえになった。あなたは1人の親の言うことを聞いておるだけじゃないですか。我々はいろんな話を聞く中で食い違いがあると。だからここではっきりとした結論を出せないということでもありますので、今まで福祉部長が答弁したとおりであります。やめさせた、保育士を。

〔「言っていない、そんなことは」の声あり〕

○町長（村上昌生君）

そういう言い方をされたでしょう、あなた。言っていないってうそをついちゃいかんですよ。

○議長（林 健児君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時19分 休憩

午後2時20分 再開



○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

町長いろいろ言われましたが、私としては園も努力されておられる。しかし、園長先生が園側が被害にあわれた子供さんの保護者にいつ事情をお聞きしたのかと。それが一番重要なポイントになってくると思うんですよ。それは6月中旬に聞いていて、すぐ聞いて対応をされたのかどうかということですね。そこら辺やっぱり遅かったのではないかと。だって聞いていれば被害にあわれた子供たちの保護者から聞いていれば、もうちょっと対応が変わったんじゃないかなと思ってお聞きしているんですよ。だって、保護者にお聞きしても被害にあっていない方の保護者からお聞きしても、やはりわかりにくいところがあると思うんですよ。情報としてはいいと思いますよ。そこら辺やっぱりやられていなかった、遅かったのではないかと思うんですよ。だから退職も認めたと。保育士の退職も認めたと。退職を認めたら、その保育士の方から調査する法的根拠がなくなるんですよ。それはもう皆さん御存じだと思いますが。ですから、その点どうかとお聞きしたらお答えがないということで、ただ現状、今の段階で県にしっかりやっていただいて、それを踏まえて町として、また園としてしっかり対応を求めていきたいと思えます。

違う質問に行きます。10番目の固定資産評価審査委員の選任についてでございますが、社会福祉協議会とかシルバー人材センター、町から事業を受けたり、請け負いというか事業委託ですね。あと人件費などの補助を受けていると思うんですが、状況はどうなんでしょうか。だって請け負いをしている……

○議長（林 健児君）

吉原議員、今の質問で請け負いではないということは町の方が答えていますが、状況というところどういふ状況。

○9番（吉原経夫君）

事業委託は受けているわけだから委託はどれぐらい受けているか。事業委託って請け負いでしょう、結局、内容的には。

○議長（林 健児君）

割合が知りたいんですか。

○9番（吉原経夫君）

割合、割合で。割合でいいです。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

議長。

○議長（林 健児君）

税務課長。

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

ただいまの御質問ですが、社会福祉協議会の令和2年度決算における請負量でよろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

請負量で申しますと令和2年度決算、19.18%でございます。以上です。

〔「それは社会福祉協議会の。シルバーは。」の声あり〕

○総務部次長兼税務課長（猪飼好昭君）

続きまして、シルバー人材センターでございます。同じく令和2年度の決算でございますが、請負率としましては22.47%でございます。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

社会福祉協議会といいますのは大治町の指定管理者であります。そもそも公の施設といいますのは、公共のために多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的に設置をされております。まず指定管理者の制度の対象となりますのは、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設であると。そして、指定管理制度の特徴は請負に当たらないため兼業禁止の規定には適用されていませんと明確にされております。

また、住民の平等利用の確保、差別的取り扱いの禁止が義務づけられておりまして、自治体は設置者としての責任を果たす立場から指定管理を監視するということになっております。指定管理者が違反した場合には、それに伴って行う必要な措置は自治体に担保されておるということであります。これすなわち、住民の平等利用の確保がなされているということでありまして。大治町社会福祉協議会の会長の責務は、この住民の平等利用を確保し、なおかつ差別的取り扱いをしないということでありまして。

一方、固定資産評価委員であります。そもそも固定資産税への評価は技術性・専門性が非常に高い側面を持っております。固定資産税の運営が一層適正・公正であることを期し、納税者の評価に対する信頼を確保する、そういう趣旨から納税者の不服につい

ては、専門性を有する独立・中立的な機関に審査決定するためということで第三者機関として固定資産評価審査委員会が設置されておるわけでありまして。こういったことを勘案しましても、双方の事務において利益相反が発生することはありません。お互いにもどうもそういうふうに結びつけたがりがちですが議員は。そんなことはございません。行政は隠蔽体質だというふうにおっしゃっておられました。これ御自身が発言されたことですから、行政は隠蔽体質だと。そんな発言をされていますが、議員が発言する言葉は重いですから気をつけられたほうがいいと思いますよ。不確かな根拠からそういった悪意をもった攻撃をするということは許されることじゃないというふうに思います。何かの不正を行っているかのような発言で事態を混乱させたり、疑惑を植えつけられるようなそんなことをすることはいけないと思います。真面目に仕事をしている職員を応援するということはできませんか。頭から隠蔽体質だと言わずに。また、こちらからお願いしてお引き受けをしていただいております行政委員なんです。町のために一生懸命活動しています。活躍してもらっているんです。批判するだけじゃなくて大治町のために一生懸命頑張ってくれておるんですから、議員として応援するということは考えられんのでしょうか。我々はこの固定資産評価委員は非常に専門性の高い業務で、それなりの知識を持った方をお願いをしなければいけないとそんなふうに思っております。真摯に実直に業務を遂行していただいております。何か不正があったというなら我々は甘んじて受けます。しかし、一生懸命やってくれておるんです、皆さん。本当に真摯に真面目に実直に。知りませんか、その姿を。もう少し応援しようという気になれんのでしょうか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

指定管理のことを言われましたが、先ほどのデータというのは指定管理を除いた委託の部分だと思うんですが、それと何パーセントということでやっぱり地方税法に触れる基準というかそれはどうなっているのでしょうか。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

地方税法は文言は誰が読んでも一緒です。この文言は。こちらから解釈をするか、こちらから解釈をするかということで解釈の違いじゃないですか。違うんですか。我々は

間違った解釈しておるとは思いませんが、議員は何か不正をしておるかのようないつも発言をされますが、我々はそんなこと一切やっていません。これは解釈の違いじゃないですか。解釈の違いであるんだしたら、我々がここでいつまでも議論しても結論出ないと思いますよ。この前の議会のときには議員は裁判、裁判、裁判と何べん裁判、裁判と大きな声で叫んでおられました。裁判されたらいいんじゃないですか、それなら。第三者に結論を委ねられたらどうですか。我々は間違っておるとは思っておりません。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

今、税法の方で請負量がどれぐらいだったらいいかというようなものでございますが、判例であったり、地方税法それから地方自治法の法解釈というものを我々そういう文献を見てやるわけですが、そうしたものから判断するに記載されているのはやっぱり半分を超えているというような記載もあります。これは一定の目安なんだろうということで我々はそういった解釈でやっております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

実は岡崎市のホームページで岡崎市の固定資産評価審査委員会の委員が辞任しますというのがあります。一身上の今年5月21日付で辞任されたんですが、辞任の理由は、「行政委員会の委員は地方自治法第180条の5第6項により当該市町村に対して、委員としての職務に関して請負を禁止していますが、固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第425条第2項により当該市町村に対して委員としての職務に関わらず、請負を禁止しており、地方自治法よりも広い範囲で請負を禁止しています。しかしながら、市はこの地方税法の規定を見過ごしており、これまでも固定資産評価審査委員会の委員への就任時に説明がなされていまして。今回、この方が過去の在任期間中に市との請負関係があったことがわかり、事情を説明したところ、委員の継続は難しいとの判断に至ったため、辞任されることとなりました。」とございます。岡崎市にお聞きしたら、その方にお聞きしたところ、請負の仕事量をふやしたいと。減らしていくことではなくてふやしたいということを言われたのでその方がやめられたということで、結局、今幾らでもいいんですよ。これから減らしていくならそれはわかるんですが。社協さん、シルバーさんには聞けません。福祉部長、建設部長に聞くしかないんですが、社会福祉協議会、シ

ルバー人材センターに対して、そういう事業委託は減らしていく方向なんですか。

○議長（林 健児君）

吉原議員、今の質問……

○9番（吉原経夫君）

わかりました。

議長、済みません最後。

○議長（林 健児君）

あと10秒なので端的に。

○9番（吉原経夫君）

というように固定資産評価審査委員に社協の関係者、シルバー人材の関係者を選ぶと行政に対するやっぱり縛りもできてくるとそういうことを考えられて岡崎市もやめられたので、その点縛りを感じているかどうか。最後にお聞きします。税務課長にお聞きいたします。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

繰り返しの答弁になりますが、地方税法それから地方自治法の書いてある内容、その解釈に基づいて行います。その中で1点、ちょっと答弁させていただきますが、議員が言われるこの質問の中で通告書もそうですが、本日述べられた中でもそうですが、固定資産評価委員が請負をしていたり、その請負する法人の役員になっていることがいけないという解釈をされています。先ほどの岡崎市についても請負ということで恐らく直接市と請負されるという解釈で申されたんだろうというふうに思いますが、あくまでもこの法の中にあるのは当然個人が請負することはやっぱりできないですし、その中で主として同一の行為をする法人という答弁をさせていただいておりますが、ここの解釈の仕方が我々行政側と議員が質問される内容とで少し違うように思いますので、その解釈は我々が先ほど答弁しましたとおり法解釈の文献等々、あとは判例を見て判断をしておりますということですので、我々行政としてはこの法に反しているということは思っておりません。以上です。

[発言する者あり]

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時34分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

7番松本英隆議員の一般質問を許します。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

7番松本英隆です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問させていただきます。

都市計画道路堀之内砂子線の現状と問題点について、お伺いいたします。

大治町都市計画マスタープランが令和3年3月に改定されました。地域別まちづくり構想、地域の現状の中に主要施設、都市計画道路で堀之内砂子線が一部改良済みと表記されております。平成23年3月に発表されました大治町都市計画マスタープランのときと全く同じ表記であります。こちら「堀之内砂子線一部改良済み」という表記ですね。この10年間、23年から令和3年までの表記が全く変わっていないんですが、この10年でどれだけ進んでいるのでしょうか。

この早期の整備を望みますが、進まない理由というのがあれば何かお聞かせください。

現在の中学校の通学路、かなり狭い道路が指定されているところがあります。今画面に出ているのが、砂子のアスカ設備さん、そちらの南向きのほうなんです、軽の自動車でちょっと協力してもらって撮らせてもらったんですが、白線を踏んでいる状態ですね。こちらのほうが白線を踏んでおります。傘を差して歩くとやっぱりここが軽自動車2台が通れないような道、狭いところ。これ南小学校さんの通学路に指定されているところになります。あと、もう1つ写真があるんですが、こちらがチサンマンションさんからちょっと南へ行ったところで北向きにきているところ。こちらの方も軽自動車で電柱の部分と人が通れないぐらいに寄っていただいても反対側、右側の方でもやっぱり軽自動車通れない。この狭いところは今通学路として指定されている部分になります。

これを踏まえて、今堀之内砂子線、これが北進の方が完成すれば、歩道に対して、広い歩道、こちらでも整備されて今現状の狭い通学路の危険性というのも改善されると思うんですが、その点も踏まえてこの都市計画道路について、今後どのようなお考えでお



られるのかお聞かせください。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

堀之内狐穴球技場前までの南側の道路までの区間につきましては、平成23年以前より用地の地権者の方に御理解と御協力をいただくために交渉を進めてまいりました。御協力をいただいた以降は、平成28年度から平成30年度の3か年で買収を終え、令和元年度から着工し、これまで150メートル間の整備を行ってきたということでもあります。それ以前はなかなか用地買収が進まなかったという事実がこれは事実であります。事業の進捗につきましては、相手の合意が必要な用地交渉やそのときどきの財政状況、県の補助金の状況によるところがございますので、引き続き県への要望を含めた財源確保に努め、早期完成に向け事業を進めていきたいと考えております。

堀之内砂子線が通れば広い歩道も設置され、狭い通学路の危険性も改善されると考えるがどうかという御質問もいただいております。堀之内砂子線の歩道は供用開始している区間のように、現在車道の両側に約4メートル、幅4メートルの歩道を整備しており、歩道が整備されれば歩行者の安全性は確保できるのではないかなとそんなふうに考えておるところであります。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

そうですね、ちょっと進み具合がなかなか厳しいのかなと思っております。今、狐穴球技場までのところを工事されているんですが、ここからさらに北側の部分、写真のほうのところ中学校の横を通っていくわけなんです、ここも始まる前に地元住民の方、地権者の方、この方の説明会というのはまだ行われていないと思うんですが、これいつごろ行うかとかという予定は今立てている部分はありますか。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈顕君）

現在、進めている区間の工事の進捗にめどがたち、用地測量に入る前には準備を整え、

早々に説明会を行っていきたいと考えております。以上です。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

これ説明会開いていただかないとちょっとどういう話とかどこまで通るって、まだうわさといいますかそこら辺で聞いておる形で正式なというのはまだ話されてないと思いますので、そこら辺のほうをやっていただきたいと思います。この狐穴から北の部分のほうでまだちょっと説明会も行っていないところなんです、この事業を工事を進めるに当たって、今計画されている部分の道路の形、線形というんですかね、そちらのほうを当初、今計画があると思うんですがちょっと変更してやったりとか、ちょっとずらすとかそういうことはできますか、可能なんでしょうか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

線形を変更でございますが、都市計画の線形につきましては、都市計画決定されておりますので線形変更を行う予定はございません。以上です。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

現在予定ないということはわかるんですが、これ今の答弁ですと変更することは不可能ではないということですかね。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

都市計画決定の変更の協議を行うことは可能とは考えておりますが、現時点では線形変更をするための理由がございませんので、変更するためには線形変更の必要性和妥当性といった理由が必要となってきますので、そういった理由から今のところ予定はござ

いません。以上です。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

わかりました。何か理由があれば可能というか変更は不可能ではないということでは解いたしました。例えばこの都市計画道路上に今計画されているんですが、例えば今直進であるものなんですが、それを何か理由とかでちょっとカーブかかったような形とか直線からちょっとカーブかかったものとかそこら辺も理由とかちゃんとあれば変更することは可能なんですか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

事業を進めていく中で現状の線形では対処できない事案が発生した場合は検討が必要になるかと思っております。しかし、現在の線形は道路構造令に基づいて決定していますので、現段階ではある一部分のみの線形を変更することは構造令上、困難であるというふうに考えております。以上です。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

わかりました。今現状ではということなんですが、計画していったときにちょっとここら辺が問題がある、問題の内容にもよるとは思うんですが、そういう何か事案が発生した場合には変更することは可能ということなんですね、よろしいですかね。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

はい、そのとおりでございます。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

わかりました。ちなみにこれもあれなんです、もし変更するとなった場合、何か理由があったりしてちょっと設計というか都市計画道路のものを変更するとしたらどのような流れというんですかね。今現状、計画してあるものがあるんですが、何か「何々をやらないけない」とか計画を変更するにどのような感じでなっていくんですかね。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

線形の変更につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり変更の理由を含めた都市計画決定の変更が必要となってきます。都市計画法上の事務手続といたしましては、地元説明会、地権者への説明、線形の設計変更業務の委託、また県との調整、都市計画審議会への説明などを経て公示となる流れとなっております。以上です。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

いろんな手続が要るみたいなんです、これ例えば一番最初というんですかね、地元説明会を行った後にいろいろ問題が出てきたよという場合にはそこで幾度かやっついて変更するのか、このままいけるのかというのは、その地権者の人とか話し合いが出てくるとは思うんですが、その中でどうしてもできないというか変更するという可能性があったら今言われました計画の事務手続、説明会、地権者の説明とかそこら辺ももう一度新たにやっついていくという形なんですかね。でよろしいですかね。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

そういった事案が発生した場合は、地元の地権者等への説明もございますし、また線形変更してそれが整うかというのもしっかりと道路構造令等もありますので、その辺も

踏まえて検討が必要になってくると考えております。以上です。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

今説明を受けました事務手続、説明会、設計変更の業務委託料とか、この流れの中で例えば何か今現状に対してでもいいですけど、その流れに対して何か問題と思われるようなことってありますか。何か変更することに対して。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

その流れの中で問題が起こるかということなんですが、今考えられることをちょっと御説明させていただきますと、線形変更を行う際にはまず図面等の書類が必要になってきます。また、変更設計の業務の委託も発生してきます。また、地元説明会で理解が得られるのか。また、変更に伴い新たに影響を受ける地権者の方々への同意が得られるか。また、都市計画審議会へ諮問し認められるかなどが考えられると思います。また、これらを行っていくために関係機関との協議も必要になってきますので、時間や人員、また委託業務に要する費用が必要になってくるかなと考えております。以上です。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

これやっぱり行くと費用とか今考えられている部分とか予算上がっている部分があると思うんですが、今多少やっぱりおくられている部分があると思うんですね。それに対して、もしやるとすると時間とか費用とかまた多くかかってしまうという、そういうおそれがあるということですかね。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

今進めていく中で、もしこういうことが起こればこの費用がプラスになってくるといふふうに考えております。以上です。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

わかりました。この狐穴球技場から北側、今まだ始まっていない部分があるんですが、というのはこの都市計画道路自体、砂子の方から砂子東部で名古屋市の方まで進んでいくという全体の計画はそういうふうになっていると思うんですが、今現状ちょっとおくられている。コロナのいろんな影響も予算の影響もあるかもしれないんですが、またここで今話している設計変更とかそこら辺また問題が出てくるという懸念がありますので、狐穴、とりあえず今、北進へ進めている狐穴球技場から北側の部分、その説明会もやっぱり早めにやっていただいて問題なければ進めていっていただく。また、北側の方だとマンションだとかそこら辺の問題とかもあると思いますので、そこら辺もちょっと聞いたりするんですが、そういう観点からも説明会とか地権者の方、そこら辺もあるので早めに説明会をやっていただきたいと思うんですが、そこら辺考えていただけますか。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

議長。

○議長（林 健児君）

都市整備課長。

○都市整備課長（後藤丈頭君）

先ほども申し上げましたとおり、工事の進捗状況がございますのでそれに合わせて用地測量に入る前には説明会のほうを進めていこうと考えております。以上です。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

中学校の通学路も今かなり狭い部分とかそこが通学路になっていると。先ほどほかの議員の中で小学校もまだ微増でふえているということですよ。そうすると例えば南小学校の子供もまたふえていって自転車通学になると危険な部分が、先ほどの写真を見ておわかりだと思んですが、そこら辺のやつもありましたのでなるべく地元の説明会を早く進めていただいて、こんな状況でも町長の方から県とかに働きかけいただいて、ぜひ早急に進めていただきたいです。またここら辺も今後もまた質問するかもしれないで

すが、ぜひともやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。これで私の質問を終わります。

○議長（林 健児君）

7番松本英隆議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時59分 休憩

午後3時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

2番鈴木康友議員の一般質問を許します。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

2番鈴木康友。議長の許可をいただきましたので通告書に基づき一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、近年各地域にて発生しております豪雨により被害にあわれました方々に心より御見舞い申し上げます。

それでは質問の設問1、豪雨に伴う避難発令について。本年8月13日から14日にかけて西日本から東北地方の広い範囲で大雨となりました。東海地方も猛烈な雨となり、14日0時00分、大治西小学校区にレベル3、高齢者等避難が発令され、14日6時00分解除となった。豪雨に伴う避難発令体制について問います。

1、14日の各避難所への避難者人数は何人か。また、受け入れ体制についてどうであったか。

2、雨が降り続き、警戒レベル4発令基準の状況に達していた場合、深夜であるため町民に向け、どのような方法で避難の周知を行う予定だったのか。

3、内水氾濫を含め、町内の被害についてはどうだったか。

設問の2つ目です。雨水排水対策と緑地保護について。市街地内に分布する農地は雨水の浸透や貯留機能があります。現状は人口流入増加に伴い、田畑の宅地化が進んでおり年々面積が減少傾向にあるため、今後さらなる貯水能力の低下が懸念されております。水害対策には排水、貯水能力の両面が必要であり、そこで町長が重要課題として公約に

掲げておられます雨水排水対策の構想とともに、緑の保全について問います。

1、排水、貯水能力の両面強化について、どのような計画があるか。

2、農地減少の状況について町はどのように考えているのか。また、緑の保全についての考えは。

設問の3つ目に移ります。スポーツセンター跡地利用について。町長は選挙公約や当選後にメディアにて、スポーツセンターのプール跡地にカフェや物産品コーナーとして利用する案を発表されておられます。そちらにつきまして具体的な構想はありますでしょうか。

また、平成28年7月5日、大治町スポーツセンター内温水プール跡地利用検討委員会からの答申では、多目的アリーナを基本に子供から高齢者まで利用できるトレーニングスペースを付帯施設として取り入れた施設との結論が出ております。この答申についてはどのようにお考えでしょうか。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

先般の避難発令についての御質問であります。各避難所への避難者数は総合福祉センター1世帯1名、西公民館3世帯3名、スポーツセンター6世帯12名、西條防災コミュニティセンター4世帯6名、合計で14世帯22名の方が避難されてまいりました。受け入れ体制につきましては、施設管理をする職員のほかに受付をする職員を3人ずつ配置いたしました。避難の周知につきましては、危険な場所から高齢者を避難させるため防災行政無線やメールサービス、L字放送、エリアメールのほか、今回から避難行動要支援者のうちメールサービスを利用できない方で希望者に対して配信する電話・FAX配信サービスを実施いたしました。警戒レベルが上がる状況になった場合は、さらに広報車の巡回も予定しております。町内の被害については床下浸水が2件、こういう被害状況でありました。

貯水能力の強化であります。今後、雨水排水対策については、排水ポンプだけではなく必要に応じて貯留施設による貯留も検討していくということでもあります。いろんな施策を考えていく中で川の整備であるとか、あるいは水をためることも考えないかだろうと、いろんなことを考えながらどういう方法がいいかということを考えるだけのことでありまして、必ずしも貯水施設をつくれればいいとかそういうことではないので、それはどういうふうに施策を打っていくと内水排水対策になるかということを考えながら進めていきたいと思っております。

農地の減少については、ほぼ全域が大治町は市街化区域であります。残念ながら農地



減少を食いとめる手段はなかなかないんじゃないかと思っております。しかしながら、町としても緑の保全は必要だと認識しており、河川などの水辺の緑や既存の公共施設の緑を維持していくことで緑の保全を図りたいと考えております。なかなか農地といいますが畑、田んぼは個人の持ち物でありますので、行政主導でどこまでできるかというとなかなか難しいジレンマにいつも駆られておるところであります。

スポーツセンターの跡地利用であります。スポーツセンタープール跡地につきましては跡地検討委員会の答申を十分尊重し、子供から高齢者まで利用できるトレーニングスペースなどの施設に転換する方向で検討してまいります。そんな中でスポーツセンター利用者の利便性向上を目的に、プールの跡地の一角をカフェや物産コーナーを併設できるように考えているものであります。これは今回打ち出した施策でありません。もう何年も前から、言ってみれば先回の町長選挙のときにもお話をさせていただいてなかなか進んでこられなかった。いよいよ着手ができるところに来たかなというところあります。施設の具体的な構想については、今後基本設計等に入った段階で詳細に考えていくと、決定していきたいと思っております。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

では、モニターの方をごらんください。ちょっと見にくいんですが、こちら大治町の風水害等災害対策計画ですね。こちらのほうで避難行動の促進対策ということで町及び関係各所がどのような行動を行っていくのか。また、どのような避難計画、避難に関して行っていくのかということでいろいろな情報が書かれております。その中で済みません、ちょっと細かいことなんですが違いがわからなかったの確認をさせていただきたいのですが、こちら風水害対策計画の方ではこちら読み上げさせていただきます。「町はさまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が」とございまして、続きましてこちらが地震の方ですね、こちら地震津波災害対策ということで同じ対策計画なんです。地震津波です。地震津波の方でございますと「町はさまざまな環境下にある住民等に対して」ということで、先ほどの文言と施設、要配慮者利用施設の施設管理者等という文言がないのですが、こちらは災害の種類によって意図的に分けられているのか、どのような意図があるのか。こちらちょっとお答えいただきたいです。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

こちらですね、風水害の方にはあって地震にはないということでございますが、これ水防法が改正されて、以前この要配慮者施設において避難行動をなささい、それから避難訓練をなささい、それからその計画をつくりなさいということが義務づけられましたのでこのような表現になっております。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

ありがとうございます。ではもう一度モニターの方を見ていただきまして、具体的にこちらのほうは要支援者の避難行動の計画となっております。その中で情報伝達、こちらは要支援者のみならず町民全般にかかわるものなので同一内容ではございますが、情報の伝達手段としてこのようなものが上げられております。

それでは今回、先ほど町長のお答えにあった形のものを行うということですが、もしレベル4の発令基準に達していた場合は、こちらの情報伝達手段の中で具体的に何を行われる予定だったのかというのは、もし開示できるのであればお答えいただきたいです。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

先ほど町長が答えたとおりですが、プラスして広報車を回らせようという予定でありました。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

では、防災無線による放送は行わないということでしょうか。また昼間、もし13日から14日の雨の件が昼間だった場合は、同じ情報伝達手段を用いたということでしょうか。この2点をお願いいたします。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

先ほど町長の答弁の中にもございましたが、もう一度お答えさせていただきます。避難の周知につきましては、危険な場所から高齢者等を避難させるために防災行政無線やメールサービス、L字放送、エリアメールのほか電話・FAX配信サービスを実施しております。それでレベルが上がる状況になった場合にはさらに広報車の巡回を予定しておりますという答弁をさせていただいております。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

済みません、繰り返しの答弁でありありがとうございます。失礼いたしました。一部重複しておりました。それではもう一度モニターの方をごらんいただけますでしょうか。これが当日災害対策本部からのお知らせということで送っていただいた大治町のメール配信サービスから来た当時のメールでございます。こちらのほう避難の際は食料、飲料水、衣料等の準備をお願いしますということで細かく書いていただいて、その次、こちらが実際のレベル3、高齢者等避難を発令されたときの情報です。こちらにつきまして一つ確認をしたいことがございまして、こちらの発令対象区域が大治西小学校区となっているんです。大治西小学校区というものが、次こちらですね。大治町ホームページの方から引用させていただいていますが、このような形で判別ができるという形なんです、この大治町西小学校区。小学校の学区というものが果たして一般的に判別できるものなのかと。ハザードマップの中に小学校区の表記は私が確認した中ではありませんでした。なので実際に避難発令が出たときに小学校区というものが「字」ではなくて小学校区だった場合、どこまでが避難対象なのか少しわかりにくいのではないかと自分は感じております。そのあたりいかがでしょうか。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（林 健児君）

防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

確かに今回、西小学校区ということでわかりづらいところがあったかと思っておりますので、次回から「字」を入れるような工夫をしていきたいと考えております。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

御回答いただきありがとうございます。確かに小学校区または各団体によっては、小学校区という表現のほうが動きやすい場合があると思いますので、ぜひ「字」でしたりとか、また細かい「大字」でしたりとかそのあたりの情報も入れていただけるとさらにわかりやすかったかと思われま。あと、こちらのほうの避難発令のメールのほうにも細かいことで申し訳ないんですが、食料、飲料水、衣服等の準備をお願いしますということでこういった文言も繰り返しにはなるとは思いますが、実際の発令の際にこのような表記があったほうが私はよいのではないかと感じますので、これは要望として今お伝えをさせていただきます。

それでは設問の2つ目、雨水排水対策で追加の質問をさせていただきたいと思。町長の方からも回答をいただきまして、緑地や農地は最近はそのうちのひとつと数えるという形になっていまして、緑の保全といってもさまざまな方面や考え方がござ。ですので、町長の回答は十分理解をいたしました。

まずは設問の項目の2から伺います。大治町は全町市街化区域なので農地の宅地転用などにより都市化が進んでいること。また、私有地利用は先ほどお答えいただきましたので十分認識いたしました。今回はそのことへの是非を問うものではなく、防災の観点からお伺いしたいと思います。質問の趣旨をもう少し説明させていただきますので、いま一度モニターの方をごらんいただけますでしょうか。こちら大治町緑の基本計画45ページということで、こちらに緑地に関してどのような機能があるかということがうたわれております。「自然災害の防止、人為災害の防止、避難路、避難地としての役割」ということで防災機能が上げられており、具体的にこちらのほうで市街地内に分布する農地は雨水の浸透や貯留により洪水の流出を抑制する機能がありますということで、防災の観点からは農地が自然災害への防止の能力があるこのように書かれております。緑地や農地が実際に雨水の受け皿になるということですね。しかし、次の資料をもう一度御提示しますのでモニターの方をごらんください。こちらマスタープランの21ページから引用させていただいております。少し細かいので拡大をさせていただきます。こちらのほうに細かく読み上げはいたしません、町は緑地、農家数、経営耕地面積が長期的に減少していくであろうと予想されております。さらに昨今、線状降水帯などにより短時間での降水量がふえて雨が激しくなっております。その中で農地面積の減少が防災や町の全体の排水能力に及ぼす影響について、町がどのように考えているのかということをお答えいただきたいと思います。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

近年の気候変動については我々も懸念しておるところでございます。貯水機能の要素を持つ農地減少は雨を貯留する機能の減少につながっているものと考えております。先ほど議員がお示しになりました緑の基本計画には、農地の貯水能力の記載がございました。先日の大雨警報が発令された8月13日の大雨のときは、予備排水として16時から排水機を稼働し水路の水を抜きました。必然的に水田の水も抜けることとなります。この時期、水田にとって生命線となる大切な水でございます。逆に水に浸かり過ぎてしまうと稲に被害も考えられます。また、先日の9月4日土曜日の降水では午前と午後に排水機配備をいたしました。当然その前には川のごみ上げということも事前に行っておりますし、パトロールもしておりました。突然の雨ということもございまして、前回と違って予備排水ができず各地で若干冠水が起きてしまったという実態もございました。建設部といたしましては、農家の皆さんを初め、さまざまな方面への影響を考慮した上で排水機の稼働や各水路の水位調整を行っております。以上でございます。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

自分も13日の当時にはご近所さんと連絡をとらせていただいたり、自治会の総代様、また消防団の方とも確認をさせていただいたりということで見回りをさせていただいたりということで部長がおっしゃるさまざまな方面への状況、影響というものについても十分理解はさせていただきました。

確かに緑の基本計画では緑地面積に農地が含まれていないという点から防災能力としては町の保有の設備だったり、機能としては基本計画内には含まれていないということは自分も理解ができました。

それでは質問1のほうに移らせていただきまして、排水機設備の更新とございましたが、現在進行中の円楽寺排水機場。こちらの農業用設備で県費など補助をいただいていると伺っております。今後、国や県補助金などを受けるに当たりまして、河川流域の耕地面積だったりとか必要条件というものがございますでしょうか。お答えいただける範囲でお答えいただければと思います。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

議員おっしゃられた円楽寺の排水機設備でございます。このものにつきましては県営での土地改良事業として要件を満たしております、事業採択され県において事業が進められておるものでございます。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

では具体的な数値だったりとかそういうものは設備の規模だったりとか物によって違うので一概にはお答えしづらいということではよろしかったですか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

緊急農地防災事業ですが、まず県の方の要綱がございまして、実施要綱に簡単に要件等書かれてございます。その中の一つ、1億円以上の事業であること。また被害面積がおおむね30ヘクタール以上であること。最後に想定被害額が当然排水機場更新等にかかわる事業費以上であることというのが要綱の中に明記されてございます。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

ありがとうございます。それでは違う質問に移りたいと思います。またモニターの方をごらんいただけますでしょうか。こちら少しちょっと見づらいんですが、大治町現在の農地や緑地をあらわしたものでございます。これはこのような色づけで全体図出ております。このように大治町、緑にあふれ、そして住宅地も密集しということでコンパクトシティということで今町長の方もコンパクトシティということで掲げられておりますが、その中で排水設備というものは内水氾濫が常に水との闘いの大治町においては大変重要かと思っております。その中で排水機の更新は待望の計画です。町の排水能力向上にはならないものだと自分も感じております。先ほど町長も全体的なものなのだ排水能力は、とおっしゃられておりましたが、排水機を例えるとすると人体でいえばポンプ、

心臓ですね、ポンプが心臓であり、そして円楽寺川、小糠田川などが大きな動脈だったりとか太い血管、そして各地の水路、こういったものが血管だったり毛細血管ということで、また貯水池だったりとかその他設備のほうが人体でいく臓器に当たるようなものと自分は捉えております。よって、幾ら心臓のほうが強くなりましても血管が太くならねば確かに町長おっしゃられるとおりの血流量は上がってまいりません。何事もバランスというかつながら、構造が必要なんだなというふうには自分も感じております。ですので、今後の貯水池水路、排水計画など具体的な計画、または動いている案件などございましたらお示しいただけるようなものがあれば、今ここでお答えいただければと思います。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

排水機だけではなくて貯留施設を含めて、いろいろな対策案を検討してまいります。雨水対策については、町長がかねてより発信しているとおりの我々も危機感を持って計画を検討しているところでありますし、実際に効果が上がるものは何かということ念頭に考えております。建設部一丸となって雨水の計画立案や業務遂行に取り組んでいるところでございます。また、上位河川との調整事項もございするため、関係機関の整備状況を踏まえ、また浸水被害の軽減を図っていくため、町にとって最適な計画を部を超え連携を図り検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

済みません、たくさんあったのでちょっともう1回確認なんです、最後のほうはあれですか、河川が庄内川だったりとか1級河川、2級河川など県管轄、国管轄とかいろいろあるので調整をしていきますよという形の受けとめでよかったですか。ごめんなさい、もう1回ちょっとゆっくりいいですかお答えいただいて。ちょっと追いつかなかつたので後半のほうをもう1回伺ってもよろしいですか。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

関係機関との連携ということでございます。それは当然、国であったり県であったりということでございます。以上です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

ありがとうございます。本当に全体的な全てが絡み合ってくる排水対策については問題だと思っておりますので、また緑地の関係だったりとか、その他施設のことだったりとか自分も調べたり、追加の状況が出たりしたときにはまた改めていろいろと質問をさせていただきたいと思っております。

設問の3つ目に移りまして、スポーツセンター跡地利用。こちらについてもう少し具体的にお伺いできればと思います。議場の町長の所信表明にも少し触れていただいておりますが、今もお答えいただきましたがトレーニングスペースを主として、その一角でカフェコーナーだったりとか物産店を置くというような形なんです。これはどこかにその物産店やカフェコーナーを業務委託したりとかキッチンのような機能だったりとかそういったものとかまでの具体的な案というのはございますでしょうか、町長。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

スポーツセンターの跡地は検討委員会から答申をいただいております。それは尊重していきます。あとは私の公約で掲げたことでありますので、ある意味ではこの跡地のカフェコーナーとか物産店というのはある意味では私の個人的な考え方です。町民の皆さんに憩いの場を提供してあげたらどうだろうか。せっかく北海道とか東栄町とか友好関係を結んでおりますのでそういうところと関係を強めていく上でやっていこうかという思いでありますので、これは私が任期中にできればやっていきたいことであるし、あるいは任期中にもしできなければ次の方が考えることであるかもしれません。これは私の公約ですから、私の考え方ですから、思いでもありますのでこういうことを町民の憩いの場を何とか整備してあげたいなというだけの考え方です。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）



2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

友好関係でしたりとかそういった観点から物産コーナーを、美唄市だったりとか東栄町という形の物産コーナーとか憩いの場ということでスペース提供をしていこうという町長の趣旨は理解をさせていただきました。もしそれが具体的な、新聞報道等でもございましたので北間島に私住まわせていただいておりますと、スポーツセンターは本当に直下でございますのでこの反応は以外に大きくて期待をされてみえる方がおられまして、私も1人でしたので具体的な案だったりとかこのような構想があればというのがぜひお示しいただければということで自分はこちらのほう、このようなものが開かれると大変ありがたいなとは思っているんですが、ではこれにおいて一つ確認をさせていただきたいんですが、プール跡地等々についても県補助だったりとか国の補助あったかと思うんですが、用途の変更というものは今の現状ではもう可能になっているという認識でよろしかったですか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（恒川 覚君）  
議長。

○議長（林 健児君）  
スポーツ課長。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（恒川 覚君）

議員おっしゃる施設の用途変更につきましては、実際具体的に先ほど少し申しましたが、基本設計等に入ったときに改めて建築を確認する担当のところと協議をしてみたいと考えております。以上です。

○2番（鈴木康友君）  
議長。

○議長（林 健児君）  
2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

今の段階では実際にカフェのコーナー等もどのような形になるのかによっては用途変更も必要がない場合もございますので、このあたりは追加の構想を情報が出てくるのを待ちたいと思います。

それでは、以上を持ちまして2番鈴木康友、一般質問を終了させていただきます。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時37分 休憩

午後3時41分 再開



○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

10番林 哲秀議員の一般質問を許します。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

10番林 哲秀でございます。許可をいただきましたので一般質問に入りたいと思います。その前に私6月の一般質問、本会議の前にちょっと急病いたしまして6月議会を皆さんに御迷惑おかけしまして、この場をお借りしまして本当に申し訳ございませんでした。ただちょっと少しだけ右手のしびれがまだ後遺症が残っていますので、医者も私もちょっと日にち薬だなという部分を持っていますのでひとつよろしくお願ひします。では一般質問に入ります。それと私最後でございます。同僚議員がいろいろと質問された部分があります。重複する部分があるかと思いますが御容赦願ひたいと思います。では質問に入りたいと思います。

まず1番、ため池計画の具体性は。町長の3期目の抱負の一つにため池の公約を上げている。重要な事案のため具体的な案を示す必要があると考える。土地確保、貯水方法等の構想はどうなっているか。

2番、円楽寺排水機場の進捗状況を問う。令和4年度より本格的に工事が始まる。県との協議はどのようなものであったか。大治町とあま市の負担分が総工費の15%と聞く。町の負担は幾らか。また増減は今後発生するのか。支払いについては工事前か後かどのような支払い方法になっているか。

3番、町や小中学校での個人情報管理は万全か。今までに個人情報が漏えいした事例はあったか。また、それに類似するような事例はあったのか。もしあった場合はどのようにして調査をするのか。学校関係で校外に情報を持ち出した事例はあったか。また、現状の情報管理には懸念はないか。町職員、教職員の中で情報システム、セキュリティーに精通している人はいるか。専門家の採用や養成する考えはないか。

4番、9月にデジタル庁が発足しました。それにちなんでこれ6月のときでございましたので少し文章がおかしいかもしれません。9月デジタル庁が発足する。ますますデジタル化が町や学校に進むことになる。そのことに対して懸念材料はないか。また、デジタル化という問題に対して認識をどう持ち、町、学校の将来に向けての姿勢や考えは

どうだろうか。

5番、6番はちょっと私のきょうのメインでございまして、看板の管理は適切か。町が設置した看板で破損したり文面が判別できない看板があるが、どのような管理を行っているか。看板の設置場所を台帳などで管理しているのか。

6番、道路の白線表示について。警察のやることがあると思いますが、「止まれ」等の白線が消えた場合、また薄くなり見えづらい箇所を多く見かける。町としてどのような対処をしているのか。この6問について、お願いいたします。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

まず1番目のため池の公約ということで質問をいただきましたが、具体的にため池をつくるという公約は掲げた覚えは私ありませんで、いろいろな内水排除問題の対策を打っていく上でまたいろんな方法があると思います。排水機を整備するだとか、あるいは河川の整備をしていくだとかいろんな方法の中で必要とあらばため池を整備するのも一つの方法だということで申し上げたものでありまして、これは全体を見ながら本当に必要であればため池も整備していくであろうし、排水機を整備が必要なら排水機を整備を進めていくだろうしということで進めていきたいとそんなふうに考えております。

また、円楽寺の排水機場の進捗状況であります。今のところ円楽寺排水機場の更新については県営緊急農地防災事業円楽寺地区として平成30年度に事業が始まりまして、令和7年に完成するというところで県からも聞いております。今年度においては排水機場の建屋の建設業務を行い、令和4年度から新たな樋管工事を行う予定であると聞いております。

大治町の負担は幾らかということではありますが、事業費は当初計画で約13億となっております。大治町とあま市でそれぞれ流域面積によって負担をします。大治町の負担額としては総額で約1億円です。

また、順次工事が進んでまいりますが、工事費については今のところ予定ですが、今後については事業費に増減が生じる可能性はあります。これは否定できません。長い工事期間がありますので、その間でどういうふうに増減するかはわかりませんが増減が生じる可能性はあると思います。

最後に、支払いについてはどのような支払い方法かということではありますが、負担金についてはその年度に県の発注した工事について割合に応じた負担額を県に納付することになっております。年度ごとに大体通常2回に分けて納付することが通例でありますので、今回もそれにならってということになるだろうというふうに思います。

それから情報管理であります、現時点で個人情報の漏えい事例はありません。また、あった場合はどうするかという御質問ですが、これは関係課への事情聴取、セキュリティーの情報及び事務手続を確認するなど情報漏えいに至った原因を究明して再発防止のために対策を講じるということになろうかと思えます。

町職員の中で情報セキュリティーシステムに精通している人はいるかという御質問ですが、現状情報システムセキュリティーにおける専門的な職員の採用はしておりません。本町の情報システムセキュリティーについては、ITを専門的に取り扱う事業者に委託をし、常に国が示す外部からのアクセス対策を徹底した機器構成となっております。また、運用業務についても随時情報交換や助言を受けながら適切に運用を行っているところでございます。したがって、現在のところ専門家の採用や養成についての考えは今のところありませんが、場合によってはこれ考えていかないかん事案だと思っております。学校関係については教育長より答弁をいたします。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

学校関係で校外に情報を持ち出した事例はあったかという、また、現状の情報管理に懸念はないかという御質問でございますが、教職員が校外にテストであったりとか必要最小限のデータを持ち出すことがございます。その際には校長の承認を得なければならず台帳により適切な管理を行っているところであります。また、教職員の中で情報システムに精通している人はいるかとの御質問でございますが、教職員への研修は行ってまいります、セキュリティー対策につきましては保守委託業者に相談できる体制を整えているところであります。なお、教育とICT両方にたけた人材の確保も必要だと考えますので今後検討してまいりたいと思えます。以上でございます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

デジタル化に向けての考え方ということで御質問をいただいております。行政のデジタル化が進む中、住民に身近な行政を担う市町村の役割が極めて重要となることから、国においても昨年12月に自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画が策定されたところであります。本計画に重点取り組み事項として定められました自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化などの6項目については積極的に対

応を進めているところであります。町のデジタル化については、デジタル技術やAI等を利用して住民の利便性を向上させることができるとともに、町業務の効率化を図るだけでなく人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことができると考えております。学校関係については教育長より答弁させますが、朝からいろんな議員さんの御質問でデジタル化の問題は出ておりました。これデジタル化といいましてもひとくくりでデジタル化といっても簡単に答えが出る問題ではありませんで、それぞれに部門で学校は学校現場なりのデジタル化の仕方、あるいは行政は行政なりのデジタル化の仕方、いろんなデジタル化の仕方がありますのでひとくくりでデジタル化といっても具体性がない話なんですね。我々は行政の中ではデジタル化、デジタル化といって何を求めるかという非常に曖昧な部分がありますが、私の考えの中では少なくとも人の作業をデータ化してできるものはしていけないかということがあります。これはまた今後の検討課題であります。それによって住民の方がわざわざ役場へ来なくても手続きができるようになる。あるいは窓口業務が簡素化できるということになれば、我々の事務処理もうんと簡素化できるわけでありますから、そういうものを求めていくのが我々行政の中の事務のデジタル化だろうと思っておりますので、それはいろんな障壁がありますので個人情報問題とか。ですけれども、そういうものを進めていければ非常に事務の簡素化、それから住民の方の対応が楽になるということで考えておりますので、一口にデジタル化といっても非常に難しい問題だと捉えております。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

デジタル化が学校に進むことに対して懸念材料はという御質問でございますが、タブレット端末の利活用に当たりまして、児童生徒への情報モラル教育を課題として捉えており、今後対策を推進してまいりたいと思っております。また、将来に向けた姿勢や考え方はという御質問でございますが、これにつきましては国とかあるいは県の動向を注視しながら教育のデジタル化を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

看板の管理の御質問であります。これは各課で対応しているところでありますが、破損したり文面の判別できない交通安全の看板、あるいは不法投棄の看板につきまして、

こういったものの日常のパトロールや住民からの連絡をいただいた際にその都度、撤去及び取りかえを行っておるところであります。また、台帳であります地元からの要望や連絡があり、設置や取りかえを行ったところについては台帳を作成し管理をしておりますが、古く設置されたものについては随時現場を確認して整理を行っておるところであります。各課で管理している看板においては台帳や一覧表において管理をしておるところであります。町内にたくさん看板がありまして、いろいろな看板、それぞれ課が担当する看板がありますので一元管理はなかなか難しいところでもありますので、自分のところの課が設置した看板はその課でしっかりと管理をするようにということで指示をしておるところであります。

最後に、「止まれ」の白線の問題であります、「止まれ」等の規制表示及び指示表示につきましては警察の管轄となり、警察において復旧されているところでもあります。今後も引き続き地元要望を含めて町内を注視し、必要に応じて警察へ要望していきたいと思っております。その他、町管理となる区画線については地元要望、現地調査などにより薄くなっているところや危険箇所を優先的に順次復旧を行っております。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

まず1番のことで町長からお話いただきまして、以前私が貯水池はと言ったら、今考えがないということでありました。今回の抱負ということで私非常に小躍りをしたことなんです、今言われたようにいろいろ事情があると思います。この間、13、14と言っているのか、緊急避難情報が出ました。私すぐ円楽寺のポンプに行きまして、それから避難所を見に行き、それから1時間ぐらいつと町内というかうちの隣だけれど見に行きました。それで本当に私、大治町に来てこれで来年で50年になります。先ほど同僚議員でも出ていました田畑も非常に少なくなったことは当たり前でございますが、市街化区域で。それ以上にポンプ能力というのは今度また来年から円楽寺はやるわけなんです、後からいきますけれど、非常に能力が上がっています。しかし、保水能力が全くない。日光川水域に関しては平成23年に30年計画で各市町村のもうすごい川がありますわ。これをやるということになっておりますが、もうあと10年です。この間の水害は少なかったからいいですが、やはりやっぱため池をつくらんことには、馬島から深田の辺、特にあそこら辺に欲しいところがありますが、前に町長が言ってみえたように小糠田の排水機場の南に田んぼが1枚ありますわね。ああいうところをやっぱり買っておいただきたいと私は要望しておるんですよ。何にするかわからん、貯水にするかいずれは改修されると思います。

2番目にも少し後で言いますが、どうしても排水能力が上がってきた。線状降水帯で水の流れが速くなってきて一瞬で各地区に来る。

○議長（林 健児君）

林 哲秀議員、質問を端的にお願いします。

○10番（林 哲秀君）

はいはい、端的じゃないかね。ちょっと、いいです。

だから、今言ったように貯水能力は全く少なくなってきた、以前より。だから、ぜひため池という点ではもう大賛成でございますので、3期これから御苦労さんでございますけれども、ひとつ前向きに考えていただきたいと思っております。1問目はこれくらいでいきたいと思えます。

2問目は、なぜ私この質問をしようかという、今年の6月にワシノさんがやられた配管の取りかえの工事があれ6000万かかっています。聞いてみえると思えます。それでも10億5000万という予算は決まっておる、これが。先ほどの大治町は1億ということだったのですが、あとあま市がありますので。その中でもう1億近くお金を抜いてあるものですからどうしても不足するんじゃないかということなんですが、県としてはそれ以上予算をつけないと言っておりますので、決定じゃないと思えますが。そういうところで負担金が出るのかなという考えがあったんです。もし負担金があれば私は半世紀に1度以上の工事でありますので、ぜひお願いしたいという部分があります。

それとあと聞きますが、今年いっぱい設計だと聞いていますね。円楽寺の。それでなぜ私がこれ聞いたか。今、円楽寺のところは月水金と不燃物のごみ処理場になっています。御存じですね。それをでき上ってからやるんじゃなくて、その設計図の中に組み込んであるのか。非常に町内の方心配しています。それ一つ聞きたい。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

今現在、議員おっしゃるとおり不燃の置き場、円楽寺排水機場の門のところでやっていただいておりますというのが現状でございます。これにつきましては当然工事に入ってきてますと使えなくなりますので、一時的に場所を移動して考えるという形で考えておりますし、新しいものが排水機場ですね、新しいものが整備された暁には何とか今のところ検討はしておりますが、何とか排水機場の安全なところでできないかということで検討はしている最中でございます。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

私も11月にこの設計図のほうを県から取り寄せようと思っておりますが、実は今言ったようにほかのところ、今までのごみ置き場というのは御存じのように土地もないし、通路も狭いもんですからそこを埋めたり、暗渠にしたところに仮設仮設で持っていったと。それはそれでしょうがないと思います。今回は今年いっぱい設計をやりますから要望があったら言ってくださいと。工事が始まったらやりませんよということは県から聞いておるんですよ、私。聞いてみえると思いますが。それが言いたいんですよ。だから、今言ったように後づけになっちゃいますので、要望はやっぱり出したほうがいいんじゃないですか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

済みません。議員が今おっしゃられているごみ置き場なんですけど、ごみ置き場と土地改良事業として今円楽寺が進んでいる事業というのは、まず別個に考えなきゃいけないというところがございます。なので、今後土地改良の事業で円楽寺排水機場が整備された暁には大治町の方で当然そこは検討すると。検討するというかそこを有効利用できるように県とは話をしていくんですが、初めから土地改良事業の中にごみ置き場という想定をできるものではございません。以上でございます。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

ごみ置き場としてはできないということなんだけれど、いつも僕は民間から上がっているものでついでに仕事をしてもらえというわけ。後から今言ったら後づけ方式だったら、「あ、できちゃった。あそこら辺あいておるからやろうか」という考え方、それは一つかもしれない。せっかく今度新規でね、半世紀に一度やる工事ですよ。いいですか。その中で設計図見せていただいて、「ちょっとここで頼めんきゃ」という部分がないですかね。そういうことはようできない。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

先ほど来、課長が申しましたとおり土地改良事業でございますので、当然課長が申しました中での話が進めばそれはそれでいいんでしょうけれども、それが支障が起きた場合には当然ほかの場所でほかの地区と同様にごみ資源置き場に関しては当然前へ前へ先に動いて検討させていただく考えでございます。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

それじゃ、この件について一度くらい話をされましたか。こういうことをやりたいんだという要望は出されたことあります。設計中のところに行って。県は出してくれと言っていますよ。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

今現在、地元の総代さん、いわゆる衛生委員さんからの御要望等もございませんので、今後そういったことがあれば私どもも一度伺ってどういったお考えかということも尋ねていきたいと考えております。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

行政縦割り、横割りはいいんですが、計画できる、今まであるものが今言ったように後づけをするとか、先づけするというんじゃない。現状あって皆さんがそこを便利に使ってみえるし、今御存じのように住宅も建っております。その中で必ず要るだろうという想定じゃなくて決定みたいなものですから、衛生委員が言ったらやります。僕じゃあきょう電話してみます、総代に。言えって。毎日のように家へ相談に来てみえますから。そうじゃない。いいですか。そういう話を具体的なことじゃなくて本当の大治町の気持ちとしてここが要るんだなというんだったら最初から要望しておかないかんじゃないで

すか。これは補助金だからできませんと言っておったら。趣旨的に政府も縦も横も縦割り、横割りなんてなくしていくと言っておるんだから。農林水産省か国土交通省、それはわかりませんよ、今度。そういうのが僕は行政の改革じゃないかなと思う。町長どうですか、これ。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時05分 休憩

午後4時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

先ほどから産業環境課長が丁寧に説明させていただいておりますが、土地改良施設でございますので議員がおっしゃられる民間のお考え方というのもあるかと思いますが、我々は公共ですので別で考えておるということでございます。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

これ以上しゃべっても押し問答になっちゃいますが、やはり急に道路が陥没してつくってもらおうというような話じゃない。7年計画でやっている計画。今度農水省の予算が入っています、農業改良ということで。その中で50年に1回のような仕事の中で今まであるよというのを目で見えてみえるから、これ要望したほうがいいじゃないかという相談を早めにして、言うだけ言ってみたらどうですかと私言っておる。まあ、返答はいいですけど。それが僕は前向きな発展的な考え方だと思うんだけど町民にとって。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

当然、事業に入る前に円楽寺排水機場の現況の使われ方につきましては、愛知県の方、現地確認していただいております。その中で当然、今現在ごみの日についてはここでやっているという形で担当者の方とはお話ししておりますが、何度も申しますが土地改良事業の中の設計書等にそういう表記をすることができませんので、そういう中で大治町としても考えさせていただくという形でお願いします。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

大治町が考えるって向こうが考え、しゃべることは考えるけれど考えるのは向こうだよという部分だと思いますが、ぜひ本当にとってつけたような事業じゃない。15億5000万、かなりの量ですし、本当に半世紀に1回の工事であります。しかし、住民の生活は毎日続いている。そこを便利に使ってみえるときに後づけは後づけでもなんか、美化の問題も後から言いますが問題も含めて、なんか惜しいような気がしますのでちょっと強かったですが、もう少し前向きに県との話をさせていただきませんか。よろしくお願いします。

次、先ほど町長や教育長からお話がありました。本当に教職員の方も大変だと思いますし、私の親戚もまだ現職で先生をやっておりますので苦労はよくわかります。個人情報的のセキュリティーというのは今言ったように i P a d を使いだしたときに特に起こるんじゃないかと思うんですが、もう新聞で7・8月に富士通の電算を、パソコンを使ってみえるところがある官公庁から漏出したよという部分が皆さん御存じだと思うんですよ。僕はちょっとアナログ人間です、あんまりわかりませんが、確実にそういうことはできてくる。ただ大治町でなかったただだけれど、各地区の対岸の火事で済ませずに自分のことに起きたらどうするんだというような考え方は持ってみえますかね、教育長。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育長。

○教育長（平野香代子君）

特に学校は個人情報を持っていますので常々教員を初めそういったことには最新の注意を払っているところでありますし、ICT関係につきましては業者もヘルプデスクのような形で支援していただいておりますので、人的なミスなので先生方はなるべく持ち出さないというようなことで仕事をしているというのが現状でございます。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

それとどうしても思っておったんですが、この専門家というのは非常にかんりのプロフェッショナルじゃないとなかなかできないと。今いろんな補正だとか本予算でも出てきますが、プログラムの変更なりいろんな形で業者をお願いしておると思いますが、よく考えてみたらそれはできないと思いますよ。この世界のITの情報産業の中で新聞にも出ていましたが、やっぱ二十歳代で本当にできる子は1000万以上給料も取るだろうし、30代200万、300万当たり前の職業でございます。それと各今どこに出されてみえるかわかりませんが、各そのIT情報産業でシステムを改修するところはせいぜい五、六町村しかできないと。それは同じものをつくるんじゃなくて、各町村があるから受け入れができないというような新聞で、それを考えると確かに専門家を雇うというのは難しいかもしれませんが、うちの孫たちみたいに何ていうかむちゃくちゃそれが好きな人がおると思いますよね。この間どこでしたか五、六名理科系の人をとると、文科省かどこか。そういうふうになってきていますのでプロとなって専門家と言われたら町長も苦しいと思いますよ。しかし、好きな方を採用するということはできると思いますので人事も含めてそこら辺も、学校の先生たちも教員は割り振りかもしれませんが、なるべくこれぐらいのことだったらうちできちゃうよという部分のものがないと、さっきも言ったように1日とまるのか3日とまるのか1週間とまるのかというふうになってきますので、ぜひ前向きに前向きに検討していただきたいと思います。

4番のデジタル庁に関しましては、9月から発足しておりますので1つだけちょっとこれもきょう出ていましたので聞きたいんですが、これ総務部長がいいですかね。個人番号保護条例の第33条の2項を読んでください。

○議長（林 健児君）

哲秀議員、質問をお願いします。

○10番（林 哲秀君）

質問。

○議長（林 健児君）

質問なので質問のほうを端的にお願いします。

○10番（林 哲秀君）

ただデジタル庁に変わりました。そこでそのような関連が出ていますよ、そこを見ていただきたいと思います。そこしきかずつと見たらなかったんですよ。32条の2項。

〔「何条例」の声あり〕

○10番（林 哲秀君）

個人番号保護条例。個人情報か、よくわからんけれど。だけれどそこに出ているんですよ、ちゃんと。ちょっと僕、ほかのもので見たいものがあつたので見ておつたんですけどね。

○議長（林 健児君）

哲秀議員、質問は何ですか。

○10番（林 哲秀君）

あのね、33条の2項に情報提供等記録というところに、2項を読んでくださいよ。33条の2項ですよ。いや、これちょっとパソコンで見たもんで申し訳ないんだけどさ。33条の2と書いてある。

〔「ちょっと確認なんですが、もう1回条例名言ってもらっていいですか」
の声あり〕

○10番（林 哲秀君）

個人番号保護条例。

〔「個人情報」の声あり〕

○10番（林 哲秀君）

個人情報保護条例で33条と書いてある。これ何ページと書いてある。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時15分 休憩

午後4時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

今御指摘のありました大治町個人情報保護条例の改正につきまして、デジタル庁が始まったということできざまな法律が改正されて、ここの部分が改正されていることは承知はしております。ただ今回、今後この個人情報保護条例につきましてきざまな改正があるという国の情報を得ておまして、今回このもの、ここだけの改正をするべきかどうかというのはちょっと担当課とも協議したんですが、大きな改正を控えておりますの

でそのときに合わせてやったほうがいだろうという判断をさせていただいております。今ここで総務大臣が違うというものに関して支障があるかということが問題になるかと思いますが、これは変更解釈ということで当然法律が変わっているのでここは読みかえるというような対応ができるということで、私どもが委託している業者からの回答は得ております。以上です。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

済みません、混乱しまして。ということは、まだこれからもこういうこの項目じゃなくほかのところでも出てくるということがあり得るということ、デジタル庁ができることにおいて。そういう意味でよろしいですか。それだけじゃなくて。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

デジタル庁ができたこと、発足されたことによる法改正についてはもう全て法の改正の手續がなされております。今後については答弁差し控えますが、個人番号法のところで大きな改正があるということで認識しておりますので、その法が変わることによって町が所管するこの条例につきましても改正の予定がございますので、そのときに合わせてとそういう意味でございます。以上です。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

わかりました。こういうふうに庁ができたり変わりますと非常に大変だと思いますが、やっぱりもうわかっておる部分に関しては早めにやってみえると思いますが、私だけじゃなくて多分見られる方見てみえると思いますので、行政として一番の責務だと思いますのでひとつよろしく願います。

次行きます。ちょっとこれ見ておってくださいね。

○議長（林 健児君）

哲秀議員、立って質問してください。

○10番（林 哲秀君）

あのね、これなんですよ、これ。これね、聞きましたら40年以上たっている。これ何ですかね。あとから言いますけれど、内容はわかりませんよ。それとね、これ。これ10年以上たつとる。ということは何かというと非常にこれ見苦しい。きょう町長おみえになりますから、私が場所言いますからすぐ撤去させていただきたいと思いますが、調べて。台帳あるかないか、そんなこと古いからわからないと思いますが。何が書いてある。僕こうやって見たんです、眼鏡外して。わからなんだ。うまいこと言えんな。昔の中島と言えば中島かな。口では何かしゃべりづらい。ちょっといつものお犬様と散歩コースだもんで。これも聞いたらね、「これも10年以上あるぜ」と言わっせるけれど、何でこれも置いておかないかんの、何もないのに。それとさっき言ったごみ置き場の件ですが、このパウチなんかとれちゃう。これどこかわかるとは思います、場所は。何回貼ってもいかん。手はないの、看板の。こういうことが僕は好きじゃないもんで個人的に。

○議長（林 健児君）

哲秀議員、質問をお願いします。

○10番（林 哲秀君）

この看板、こういう看板は私はすぐ取りかえてほしい。なぜかというと看板というのはやっぱり町の僕は顔だと思っんですよ。割れとるとか見えないとかいう部分は取って取りかえればいいと思いますよ、お金かかったって、これ。これどこの管轄かわかりませんが、これどう思われます、これ。多分気づいてみえると思いますけれど。僕ね、こういうのあんまり好きじゃなくて申し訳ないですが、好き嫌いで言っちゃいかんですが。

○議長（林 健児君）

哲秀議員、この看板を見てどう思うかという質問ですか。

○10番（林 哲秀君）

そうです。

○議長（林 健児君）

これを撤去してくださいという質問ですか。どちらですか。

○10番（林 哲秀君）

取りかえてほしいです。どう思うのかというのと、撤去して取りかえてほしい。

○議長（林 健児君）

という質問なんですけれど。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

今御指摘いただいた看板が全て大治町のものなのか、全く白紙のものに関してそうじゃないのかも見極めながら、そういった林議員御指摘の場所もお教えをいただきながら看板の、景観を損ねるといふことには間違いございませんので、撤去もしくは必要であれば張りかえといふことをさせていただきたいと考えております。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

ちょっとややこしくなって申し訳ありませんが、こういう形で私は総代のときに私が個人的に言っていましたけれど、気づいた方が役場へ届けばいいというふうな考えでよろしいですかね。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

例えば建設部もしくは大治町が設置したであろうものであれば、当然大治町の方で対応させていただきますし、部の横の連携も十分できておりますし、私ども産業環境課の中には「すぐやる係」もございます。ただ、基本は地区の総代さんから御連絡いただければ一番よろしいかと思っておりますが、当然お電話等でこういった看板があるよとか外れかけているよというお電話もいただきますので、それは臨機応変に対応させていただきたいと思っております。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

そうしたら建設の方と土木の方と歴史であつたら教育の方、あと何かありますか、県から来ておる部分と。ほかから看板が出るところあります、これ何か。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

ちょっと想定の部分も入ってございますので、大治町のものに関しては大治町でさせていただきますし、もし愛知県と書いてあれば、ただ愛知県だけでは私どもも判別しづらいたすが、まずは見てみないと何とも言えませんのでそれ以上のお答えは控えさせていただきますと思います。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

よくわかりました。ぜひ私が教えられる部分は教えます。私の範囲だけですのでまだ町内にはたくさんあると思いますので、これをどう対応していくのかよくわかりませんが、とりあえず暇なとき私が追随しますので案内して撤去したってください、さっきの2点に関しては、こういうものに関しては。それでよろしいですか。

○建設部長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（林 健児君）

建設部長。

○建設部長（三輪恒裕君）

はい、了解いたしました。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

この看板につきましては、私いろいろ見てきておるんですが、多分皆さんも御存じだと思います。それだけれど顔だということをまず第一に考えていただいて、交換するなら交換する、撤去するなら撤去でぜひお願いしたいと思います。

ちょっと次行きたいと思います。6番に行きたいと思います。まず皆さん、これ見たところがあると思いますよ。なぜ今回、この件を取り上げたかといいますと、ちょうど私ここで本当にぶつかりそうになったんです、10センチぐらい。相手は非常にすばらしい車で女性の方でたばこを吸いながら何ていうか今のはやりの手に持ってみえた。まあ、このやろうとは言いませんがちょっと降りていりゃあと。それはよくわかりますわ。「止まれ」の看板は見えますが、下向いておるから「白線が見えません」とそれは相手の言うことも一理と二理もあつたもんですから、これはいかなんたということで津島署へ行ってまいりました、写真を持って。そうしたら「言っていただければいいと思いますけ

れど」ということで担当者の方が一ついいこと言われまして、大治町さんは本当に優しいと。非常にこういうことは少ないよと言われました。もっと言えばいいと思いますけれども、どうしたらいいかということをご自分で私が言うと大変誤解を招きますのでそれはちょっと後から話をします。ということは、誰でもやれるんだったらこの地域だけをやるようにしてほしいと。こっちはあとから言います、教えますが、この地域だけでもやっぱ7つぐらいあるんですよ、こういうところが。多分わかってみると思いますが、この場所を。きょう歩道の話なり出しましたが、多分ここでは正面向かって左側のところでパトカーとまっていますよ、そこにいつも。なんでこんなところでやるんだと見えんじゃないかと言ったら、「林さん言わんといてください、仕事ですから」とこういう話だ、警察は。それはわかります。だけれどももう少しわかるようにしてくださいと言ったら申請をしていただきたいということでございましたので、どういう申請するかをちょっと後から言います。多分、今から僕が言うと誤解を招きますので。

○議長（林 健児君）

哲秀議員、質問なんですが、どんな質問ですか、それ。質問内容を端的にお願いします。この白線をどうしたらいいのかとかそういった……

○10番（林 哲秀君）

白線を見えるようにしてほしいということ。

○議長（林 健児君）

見えるようにしてほしい。要望ですか。

○10番（林 哲秀君）

要望じゃなくて、もちろん要望ですけど、今町長が言われたように町内のものは町内でやるけれども、これに関しては警察なんですよ。だから、こういうのは把握しているかということも聞いても多分余り多過ぎて難しいと思うの。大変だと思います。

○議長（林 健児君）

で、質問内容は。

○10番（林 哲秀君）

質問内容は「止まれ」の白線をきちっとしていただきたいということを警察に要望していただきたい。

○議長（林 健児君）

質問ではないということですか。要望ですね。

○10番（林 哲秀君）

要望です。要望しかこれないんですよ。ただ、現実、これもちょっと質問しますけれども、これも皆さん多分気づいてみえたら誰が言うのか、気づいた人が言うのか、町がまた調査しているよという部分も気の毒でございますので、そこら辺も気づいた人が言ってくださいというようなアピールも町側から出していただかないとなかなか集まらんと

思いますよ。誰か言うだろう、誰かがやるぞとさっきのごみの問題じゃないがなってくると思いますので、こういう大事なことだと思いますので行政からもっと広報なりを使ってアピールをしていただきたいというのがお願いでございます。以上です。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時31分 散会